

共同新設分割に係る事前開示書面
(会社法第 803 条第 1 項及び同法施行規則第 205 条に定める書面)

2023 年 8 月 28 日

旭化成株式会社

2023年8月28日

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
旭化成株式会社
代表取締役社長 工藤 幸四郎

共同新設分割に係る事前開示書面

当社及び三井化学株式会社（以下「三井化学」といいます。）は、2023年8月28日付け共同新設分割計画に基づき、2023年10月2日を効力発生日として、当社及び三井化学が営む不織布事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を、共同して新たに設立するエム・エーライフマテリアルズ株式会社（以下「新設分割設立会社」といいます。）にそれぞれ承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第803条第1項及び同法施行規則（以下「規則」といいます。）第205条の規定により本件新設分割に関して当社本店に備え置くこととされる事項は下記のとおりです。

記

- 共同新設分割の内容（会社法第803条第1項第2号）
別紙1のとおりです。
- 分割対価の相当性に関する事項（規則第205条第1号イ）
 - 交付する株式数及び割当ての相当性に関する事項
新設分割設立会社は、本件新設分割に際して、当社に対して普通株式39,387株を、三井化学に対して普通株式60,622株を、それぞれ交付します。
本共同新設分割において、当社が受領する新設分割設立会社の株式については、第三者算定機関による算定結果を基に、本件事業に係る資産等の内容を精査するとともに、将来の成長性等を総合的に勘案し、三井化学と慎重に協議を重ねた上、決定しています。
以上より、当社は、本件新設分割の対価について、相当であると判断いたしました。
 - 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性
新設分割設立会社の資本金及び準備金の額は、本件新設分割後における新設分割設立会社の事業内容並びに当社及び三井化学から承継する権利義務等に照らして、以下のとおりとすることが相当であると判断いたしました。
 - 資本金の額 500,000,000円
 - 準備金の額 0円
- 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項（規則第205条第2号）
該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項（規則第 205 条第 3 号）
該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社（三井化学）についての次に掲げる事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（規則第 205 条第 4 号イ）
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（規則第 205 条第 4 号ロ）
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後において生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第 205 条第 4 号ハ）
 - ① 当社と三井化学との吸収分割
三井化学は、2023 年 3 月 31 日付で、当社を吸収分割会社、三井化学を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、同年 7 月 1 日を効力発生日として、当社の LSI 用ペリクル製品及び FPD 用ペリクル製品に係る事業に関する権利義務を三井化学に承継させる吸収分割を行いました。
 - ② 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行
三井化学は、2023 年 6 月 27 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づく新株式の発行について、対象取締役等 29 名に対し、金銭報酬債権合計 333,120,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与し、本金銭報酬債権の現物出資により、普通株式 80,000 株を発行することを決議し、同年 7 月 26 日に払込が完了しました。

6. 当社の最終事業年度の末日後において生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第 205 条第 6 号イ）
 - (1) 当社と三井化学との吸収分割
当社は、2023 年 3 月 31 日付で、当社を吸収分割会社、三井化学を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、同年 7 月 1 日を効力発生日として、当社の LSI 用ペリクル製品及び FPD 用ペリクル製品に係る事業に関する権利義務を三井化学に承継させる吸収分割を行いました。
 - (2) 旭化成建材株式会社の岩国工場の閉鎖
当社の完全子会社である旭化成建材株式会社は、2023 年 4 月 4 日、山口県岩国工場の閉鎖を決定しました。当該工場の閉鎖は 2025 年 3 月末を予定しております。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（規則第 205 条第 7 号）
 - (1) 当社における債務の履行の見込みに関する事項
当社の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1,995,939 百万円及び 1,489,160 百万円であり、同日から現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、また、本件新設分割の効力発生日までに、

これらの額が大きく変動することは予測されておりません。

本件新設分割により、当社が新設分割設立会社に承継させる資産及び負債の額は、それぞれ 21,238 百万円及び 123 百万円を予定しており、本件新設分割の効力発生日以後における当社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件新設分割の効力発生日以後における当社の債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識しておりません。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件新設分割の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと考えます。

(2) 新設分割設立会社における債務の履行の見込みに関する事項

本件新設分割により、新設分割設立会社が当社及び三井化学から承継する資産及び負債の額はそれぞれ 50,203 百万円及び 3,613 百万円を予定しており、本件新設分割の効力発生日以後における新設分割設立会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

本件新設分割の効力発生日以後における新設分割設立会社の収益状況及びキャッシュ・フローについて、新設分割設立会社の債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識しておりません。

以上より、本件新設分割の効力発生日以後における新設分割設立会社が承継する債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

以上

別紙1

共同新設分割計画書

三井化学株式会社（以下「三井化学」という。）及び旭化成株式会社（以下「旭化成」という。）は、不織布事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を、共同新設分割（以下「本分割」という。）により設立するエム・エーライフマテリアルズ株式会社（以下「設立会社」という。）に承継させるため、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（分割の方法）

三井化学及び旭化成は、本計画に定めるところに従い、共同新設分割の方法により、設立会社に対して、第6条に定める本事業に関して三井化学及び旭化成が有する権利義務を承継させる。

第2条（設立会社の概要及び定款）

設立会社の商号、目的、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙2「定款」記載のとおりとする。なお、設立会社の本店の所在場所は、東京都中央区八重洲二丁目2番1号とする。

第3条（設立会社が交付する株式）

設立会社は、本分割に際して普通株式100,000株を発行し、第6条に定める権利義務の対価として、三井化学に対して60,622株を、旭化成に対して39,378株をそれぞれ割当交付する。

第4条（設立会社の資本金及び準備金の額）

設立会社の設立時の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 500,000,000円
- (2) 準備金の額 0円

第5条（成立の日）

設立会社の成立の日は、2023年10月2日とする。ただし、三井化学及び旭化成は、本分割の手續進行上の必要性その他の事由により、相互に協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（本分割により承継する権利義務）

1. 設立会社は、本分割により、三井化学から、その成立の日に、本事業に関する別紙6.1「三井化学承継権利義務明細表」記載のとおり資産、契約上の地位その他の権利義務（以下「三井化学承継対象権利義務」という。）を、承継するものとする。
2. 設立会社は、本分割により、旭化成から、その成立の日に、本事業に関する別紙6.2

「旭化成承継権利義務（守山以外）明細表」記載のとおり資産、契約上の地位その他の権利義務（以下「旭化成承継対象権利義務（守山以外）」という。）を、承継するものとする。

3. 前 2 項の規定に基づく三井化学承継対象権利義務及び旭化成承継対象権利義務（守山以外）に係る債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法による。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、三井化学承継対象権利義務及び旭化成承継対象権利義務（守山以外）のうち、(i)法令により本分割による承継ができないもの、又は、(ii)本分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、三井化学及び旭化成は協議のうえ、当該権利義務を設立会社に本分割以外の方法により承継させ、又は代替措置を講じるものとする。

第7条（分割計画の承認）

三井化学及び旭化成は、会社法第 805 条第 1 項の規定により、本計画につき会社法第 804 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本分割を行う。

第8条（設立会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

設立会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次の者とする。

- (1) 設立時取締役 築瀬 浩一、林田 博巳、草野 和也、及川 恵介、芳賀 伸一郎
- (2) 設立時監査役 土屋 武昭、五十嵐 弘之
- (3) 設立時会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人

第9条（分割条件の変更等）

設立会社の成立の日までに、三井化学及び旭化成が必要と認めた場合には、三井化学及び旭化成は協議のうえ、本計画上の条件を変更し、又は本計画を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、設立会社の成立の日までに、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、効力を失うものとする。

第11条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従い、三井化学及び旭化成は協議のうえ、決定する。

以上

2023年8月28日

三井化学：

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

三井化学株式会社

代表取締役社長 橋本修

旭化成：

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

旭化成株式会社

代表取締役社長 工藤幸四郎

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、エム・エーライフマテリアルズ株式会社と称し、英文では Mitsui Chemicals Asahi Life Materials Co., Ltd.と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) スパンボンド製法による不織布及びその複合品の研究開発、製造、マーケティング、販売及び技術サービスに係る事業
- (2) メルトブローン製法による不織布の研究開発、製造、マーケティング、販売及び技術サービスに係る事業
- (3) 通気性フィルム及び形状保持繊維の研究開発、製造、マーケティング、販売及び技術サービスに係る事業
- (4) 不織布製フィルターシステムの研究開発、製造、マーケティング、販売及び技術サービスに係る事業
- (5) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

(公告をする方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は1,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の名義書換)

第10条 当社の株式につき名義書換を請求するときは、当社所定の請求書を提出しなければならない。相続、遺贈その他譲渡以外の事由により株式を取得したときは、その取得を証する書面を提出しなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の招集手続)

第13条 株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに議決権を行使することができる株主に対して発する。

2 議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 15 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役会、取締役及び代表取締役

（取締役の員数）

第 17 条 当会社の取締役は 5 名以内とする。

（取締役の選任）

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長 1 名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から取締役副社長その他役付取締役を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招

集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役

(監査役の数)

第 26 条 当社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任)

第 27 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 31 条 当社は、株主総会の決議によって毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(配当の除斥期間)

第 32 条 配当財産が金銭である場合は、支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 33 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から 2024 年 3 月 31 日までとする。

(附則の削除)

第 34 条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、これを削除する。

三井化学承継権利義務明細表

本分割により設立会社が三井化学から承継する権利義務は、設立会社の成立の日の直前の時点において、三井化学が、①不織布関連製品の研究開発、製造、マーケティング、販売及び技術サービスに係る事業、②メルトブローン製法による不織布の研究開発、製造、マーケティング、販売及び技術サービスに係る事業、並びに、③通気性フィルム及び形状保持繊維の研究開発、製造、マーケティング、販売及び技術サービスに係る事業（ポリオレフィン多分岐繊維 SWP[®]に係る事業を除いた、①、②及び③に係る事業を総称して、以下「三井化学承継対象事業」という。）に関して有する以下の権利義務とする。

1. 資産・債権

(1) 現預金

2,166 百万円

(2) ポリオレフィン多分岐繊維 SWP[®]を除く三井化学不織布事業部が管理する顧客情報、債権、棚卸資産、固定資産及びその他一切の資産

三井化学研究開発本部高分子・複合材料研究所に属する、不織布部材 G が管理する検査装置、試作機及びその他の一切の資産（但し、検査機器は三井化学承継対象事業のみに用いられるものに限り、配管及び配線については設備に付属するものに限る。）

(3) 三井化学名古屋工場が管理する債権、棚卸資産及び固定資産

(4) 三井化学承継対象事業のみに使用される特許権、著作権、意匠権、商標権、これらの登録を受ける権利その他知的財産権（技術情報、営業情報、実験情報、実験成果、ノウハウ、を含む。）の一切

(5) 三井化学承継対象事業のみに使用される IT システムに属する固定資産

(6) 三井化学が所有するサンレックス工業株式会社、及び、Mitsui Hygiene Materials (THAILAND) co., ltd.の株式

(7) 前各号の規定にかかわらず、次に掲げる資産は承継の対象外とする。

- ① サンレックス工業株式会社に対する三井化学の短期貸付金
- ② 名古屋工場の土地
- ③ 袖ヶ浦研究センターの土地及び建物
- ④ 株式会社ロキグループに係る投資有価証券
- ⑤ 三井化学承継対象事業以外にも使用される知的財産権

2. 負債・債務

三井化学承継対象事業に属する一切の負債・債務（偶発債務、簿外債務その他の債務を

含む。)

3. 契約

三井化学を当事者として締結された三井化学承継対象事業に属する一切の契約に関する契約上の地位及びこれに基づくすべての権利及び義務。但し、三井化学承継対象事業以外の事業にも属する契約については、三井化学承継対象事業に関する契約上の地位及びこれに基づく権利及び義務に限る。また、以下に掲げるものは除く。

- ① 第1項第(8)号及び第2項に基づき承継対象外とする資産・債権及び負債・債務
- ② 雇用契約及び保険契約及びにそれらに基づく権利及び義務
- ③ 株式会社ロキグループへの出資に係る契約（出資検討にあたり締結した秘密保持契約を含む。）。但し、株式会社ロキテクノとの2022年1月24日付け「製品開発に関する包括承継契約」は承継対象とする。
- ④ 三井化学の新事業開発センターが第三者と締結している不織布関連製品の新規市場開発及び用途開発並びに当該開発品の事業化検討を行うための契約

4. 雇用契約等

効力発生日において三井化学承継対象事業に従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生したすべての権利及び義務を承継対象とはしないものとする。

5. その他の権利義務等

(1) 許認可等

三井化学承継対象事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、三井化学の三井化学承継対象事業を行っている以外の事業部門と共同で使用するものは除く。

以上

旭化成承継権利義務（守山以外）明細表

本分割により設立会社が旭化成から承継する権利義務は、設立会社の成立の日の直前の時点において、旭化成が、①スパンボンド製法による不織布の研究開発、製造、マーケティング、販売及び技術サービスに係る事業、②メルトブローン製法による不織布のマーケティング及び販売に係る事業、並びに、③スパンボンド製法又はメルトブローン製法による不織布製フィルターシステムの研究開発、製造、マーケティング、販売及び技術サービスに係る事業（守山工場に係る事業を除いた①、②及び③に係る事業を総称して、以下「旭化成承継対象事業（守山以外）」という。）に関して有する以下の権利義務とする。

1. 資産・債権

(1) 現預金

518 百万円

- (2) 旭化成スパンボンド事業部に属する、スパンボンド資材営業部、スパンボンド衛生材料営業部及びフィルタ営業部並びに技術推進部が管理する顧客情報及び固定資産
- (3) 旭化成スパンボンド技術開発部が管理する検査装置、試作機及びその他の一切の資産（但し、検査機器は旭化成承継対象事業（守山以外）のみに用いられるもの限り、配管及び配線については設備に付属するものに限る。）
- (4) 旭化成承継対象事業（守山以外）のみに使用される特許権、著作権、意匠権、商標権、これらの登録を受ける権利その他知的財産権（技術情報、営業情報、実験情報、実験成果、ノウハウ、を含む。）の一切
- (5) 旭化成が所有する Asahi Kasei Spunbond (Thailand) co. ltd の株式
- (6) 旭化成が設立会社の成立の日の直前の時点までに Asahi Kasei Spunbond (Thailand) co. ltd から仕入れた製品
- (7) 前各号の規定にかかわらず、次に掲げる資産は承継の対象外とする。
 - ① 旭化成が所有権又は賃借権を有する土地及び建物
 - ② 設立会社の成立の日の直前の時点で既に発生した金銭債権（製品の販売に関する売掛債権については同時点までに顧客向けに旭化成から出荷又は顧客での機器据付が完了したもの。）
 - ③ IT システム（販売管理システム（ERP 及び SSP 又は STS）、会計周辺システム、人事給与システム、固定資産システム、特許管理システムを含むがこれらに限られない。）

④ 旭・デュポンフラッシュスパンプロダクツ株式会社の株式

2. 負債・債務

旭化成承継対象事業（守山以外）に属する一切の負債・債務（偶発債務、簿外債務その他の債務を含む。）

3. 契約

旭化成を当事者として締結された旭化成承継対象事業（守山以外）に属する一切の契約に関する契約上の地位及びこれに基づくすべての権利及び義務。但し、旭化成承継対象事業（守山以外）以外の事業にも属する契約については、旭化成承継対象事業（守山以外）に関する契約上の地位及びこれに基づく権利及び義務に限る。また、以下に掲げるものは除く。

- ① 第1項第6号及び第2項に基づき承継対象外とする資産・債権及び負債・債務
- ② 雇用契約及び保険契約並びにそれらに基づく権利及び義務
- ③ 旭・デュポンフラッシュスパンプロダクツ株式会社への出資に係る契約

4. 雇用契約等

効力発生日において旭化成承継対象事業（守山以外）に主として従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生したすべての権利及び義務を承継対象とはしないものとする。

5. その他の権利義務等

(1) 許認可等

旭化成承継対象事業（守山以外）に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、旭化成の旭化成承継対象事業（守山以外）を行っている以外の事業部門と共同で使用するものは除く。

以上

別紙2 三井化学の最終事業年度に係る計算書類等

(次頁以降に添付のとおり)

事業報告 (2022年4月1日～2023年3月31日)

1. 三井化学グループの事業について

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響緩和に伴う経済活動の回復により、景気持ち直しの動きが見られましたが、ウクライナ情勢等に起因する、欧州を中心とした原燃料価格高騰が景気を下押ししたほか、中国においては、ゼロコロナ政策は解除されたものの、断続的なロックダウンが景気に影響を与えました。

日本経済においても、経済活動の正常化が進み、景気持ち直しの動きが見られたものの、一方で、原燃料価格の高止まりや物価上昇等に伴う景気の下振れへの懸念が高まりました。

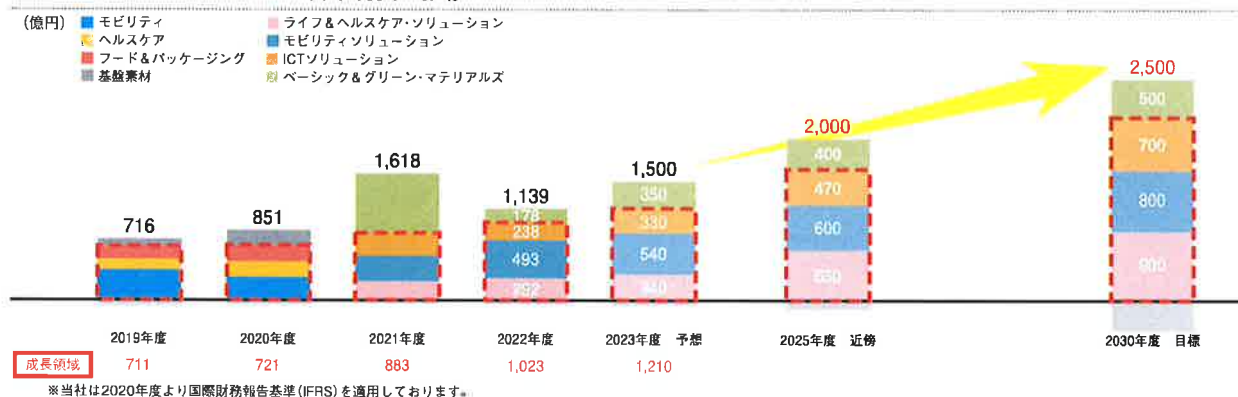
また、化学工業界においては、川下製品の需要鈍化の影響を受け、国内のナフサクラッカーの稼働率は前期に比べて低下しました。

このような情勢のもとで、当社グループは、成長領域の「ライフ＆ヘルスケア・ソリューション」、「モビリティソリューション」、「ICTソリューション」の拡大・成長、「次世代事業」の創出・育成、「ベーシック＆グリーン・マテリアルズ」領域の更なる競争力強化に取り組みました。

これにより、当期の当社グループの業績は、売上収益は18,795億円（対前期比2,668億円増）、コア営業利益は1,139億円（対前期比479億円減）、営業利益は1,290億円（対前期比183億円減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は829億円（対前期比271億円減）となりました。

売上収益	18,795億円	前期比 2,668億円 ▲
コア営業利益	1,139億円	前期比 479億円 ▼
親会社の所有者に帰属する 当期利益	829億円	前期比 271億円 ▼

セグメント別営業利益／コア営業利益の推移



財産、損益及び主要指標の状況

事業年度	第22期 2018年4月～2019年3月	第23期 2019年4月～2020年3月	第24期 2020年4月～2021年3月	第25期 2021年4月～2022年3月	第26期 2022年4月～2023年3月
日本基準					
売上高 (百万円)	1,482,909	1,338,987			
営業利益 (百万円)	93,427	71,636			
経常利益 (百万円)	102,972	65,517			
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	76,115	37,944			
1株当たり当期純利益 (円)	385.60	194.94			
純資産 (百万円)	631,739	608,021			
総資産 (百万円)	1,501,074	1,480,067			
ROS (%)	6.3	5.4			
Net D/E レシオ (倍)	0.68	0.76			
ROE (%)	14.3	7.0			
設備投資額 (百万円)	61,924	76,294			
減価償却費 (百万円)	49,504	52,106			
研究開発費 (百万円)	35,833	36,368			
従業員数 (人)	17,743	17,979			
国際財務報告基準 (IFRS)					
売上収益 (百万円)		1,349,522	1,211,725	1,612,688	1,879,547
コア営業利益 (百万円)		72,330	85,140	161,815	113,903
営業利益 (百万円)		64,569	78,074	147,310	128,998
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)		33,970	57,873	109,990	82,936
基本的1株当たり当期利益 (円)		174.52	298.00	565.45	431.17
資本合計 (百万円)		609,707	682,157	807,122	883,303
資産合計 (百万円)		1,530,515	1,558,125	1,934,965	2,068,203
ROS (%)		5.4	7.0	10.0	6.1
Net D/E レシオ (倍)		0.81	0.60	0.75	0.77
ROE (%)		6.3	10.2	16.7	11.1
設備投資額 (百万円)		-	93,170	207,132	168,002
減価償却費 (百万円)		-	76,621	84,222	92,080
研究開発費 (百万円)		-	33,802	38,124	42,954
従業員数 (人)		-	18,051	18,780	18,933

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当社は第24期より国際財務報告基準 (IFRS) を適用しました。そのため、第23期までは日本基準に基づき表示しております。また、第23期決算値については、第24期との比較を目的にIFRSに基づく決算値を併記しております。



ライフ&ヘルスケア・ソリューション



- ▶従業員数：3,293人(125人増)
- ▶事業内容：ビジョンケア材料、不織布、オーラルケア材料、パーソナルケア材料及び農業化学品の製造・販売

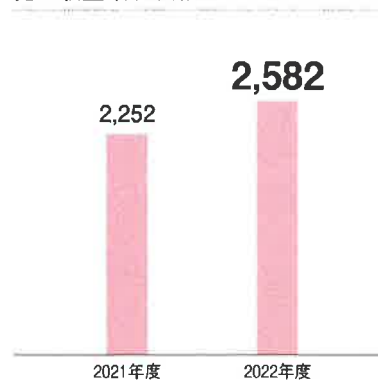
取り組み

先進国の少子高齢化や新興国の経済成長・人口増加に伴い、生活の質（QOL）向上や、食資源の不足等の社会課題への関心が高まっています。

世界トップシェアのビジョンケア材料では、植物由来の原料を使用した高屈折率レンズ材料「Do Green™」シリーズに屈折率1.60の「MR-160DG™」をラインナップに加え、販売を開始しました。また、子会社であるSDC Technologies, Inc.が、メガネレンズ加工機器の開発・製造・販売を行うCoburn Technologies, Inc.を買収し、メガネレンズ産業におけるソリューションビジネスを拡大しました。

農業化学品においては、子会社である三井化学クロップ&ライフソリューション(株)が、マラリア媒介蚊防除剤「VECTRON™ T500」で世界保健機関（WHO）による事前認証を取得しました。

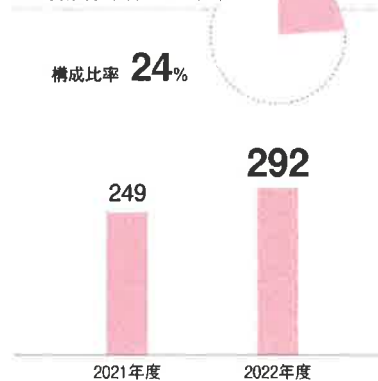
売上収益（単位：億円）



概況

- ▶ビジョンケア材料のメガネレンズ用材料は、販売が堅調に推移しました。
- ▶オーラルケア材料は、販売が前年同期並で推移しました。
- ▶農業化学品は、海外の販売が堅調に推移しました。
- ▶全体としては、主に農業化学品の販売が堅調に推移したことにより、コア営業利益は前期に比べ43億円増の292億円となりました。

コア営業利益（単位：億円）





モビリティソリューション



- ▶従業員数：5,962人(38人増)
- ▶事業内容：エラストマー、機能性コンパウンド及びポリプロピレン・コンパウンドの製造・販売
自動車等工業製品の開発支援業務（ソリューション事業）

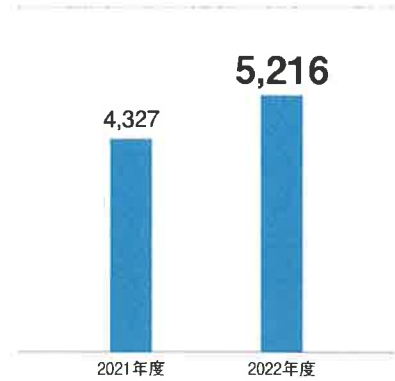
取り組み

自動車業界では、燃費向上ニーズや電動化へのシフトに加え、軽量化・快適性の向上といった多様化したニーズが生まれています。

柔軟で軽量な特長を有する「タフマー[®]」は、従来の自動車用部品用途に加え、太陽電池関連部材等の幅広い分野で使用されています。既存用途の伸長に対応するとともに新規用途需要の獲得を目指し、子会社のMitsui Elastomers Singapore Pte. Ltd. にプラントを新設し生産能力を増強することを決定しました。また、自動車の軽量化に貢献するポリプロピレン・コンパウンドでは、世界に主要な9つの生産拠点と7つの研究拠点を有し、自動車メーカーのグローバル戦略にスピーディに対応できる体制を構築しております。

このような素材提供型ビジネスに加え、素材とサービスを融合した新たなソリューションを提供することにより、社会課題解決に貢献します。

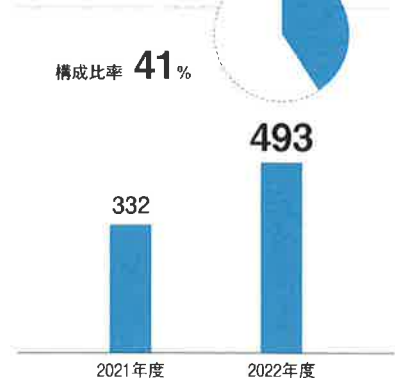
売上収益（単位：億円）



概況

- ▶エラストマーは、価格改定及び為替差により交易条件が改善しました。
- ▶機能性コンパウンド及びPPコンパウンド事業は、自動車生産台数の回復に伴い販売が増加しました。また、価格改定及び為替差により交易条件が改善しました。
- ▶ソリューション事業は、試作・開発案件の延期等が長期化し、販売は前期並で推移しました。
- ▶全体としては、主に価格改定及び為替差により交易条件が改善したことにより、コア営業利益は前期に比べ161億円増の493億円となりました。

コア営業利益（単位：億円）





ICTソリューション

- ▶従業員数：2,786人(16人減)
- ▶事業内容：半導体・電子部品工程部材、光学材料、リチウムイオン電池材料・次世代電池材料及び高機能食品包装材料の製造・販売

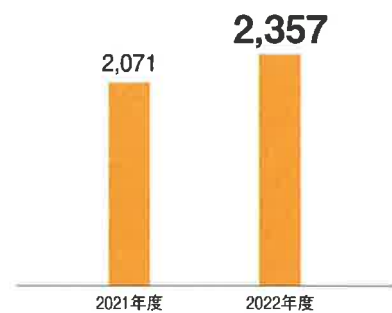


取り組み

高速通信、AIの開発等、世界的なデジタル化の進展に伴い、安全・快適なインフラ、持続可能な地球環境を支えるAI、Beyond 5G等の情報通信（ICT）分野における進化の重要性が高まっております。

半導体・実装ソリューションにおいて、高度な技術と強固な技術基盤を有する旭化成(株)から、ペリクル事業を買収しました。また、半導体製造工程用の保護テープとして世界トップシェアを有する「イクロステープ®」は、2023年10月の営業運転開始を目指し、子会社である台湾東喜璐機能膜股份有限公司の製造設備の増強を行うとともに、事業領域拡大に向けて、耐熱性やピックアップ性を両立した機能性ダイシングテープや熱剥離粘着テープ等新領域への開発にも注力しております。

売上収益（単位：億円）



概況

- ▶半導体・光学材料及びコーティング・機能材は、販売が減少しましたが、為替差等により交易条件が改善しました。
- ▶産業用フィルムは、主に半導体需要鈍化の影響により販売が減少しました。
- ▶全体としては、為替差等により交易条件が改善したものの、主に半導体需要鈍化の影響により、コア営業利益は前期に比べ64億円減の238億円となりました。

コア営業利益（単位：億円）





ベーシック&グリーン・マテリアルズ



▶ 従業員数：2,458人(96人減)

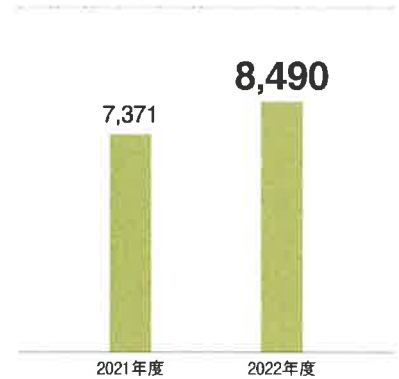
▶ 事業内容：エチレン、プロピレン、ポリエチレン、ポリプロピレン、触媒、フェノール類、高純度テフタル酸、ペット樹脂、ポリウレタン材料及び工業薬品の製造・販売

取り組み

石化・基礎化学品を中心とする従来の基盤素材領域にグリーンケミカル事業を加え、事業再構築によるボラティリティ低減及びダウンフロー強化を通じた高機能・ニッチ品の拡大を進めております。その一環として、子会社であったMitsui Phenols Singapore Pte. Ltd.の全株式をINEOS Holdings Limitedに売却しました。さらに、大牟田工場におけるトルエンジソシアネートの生産能力最適化（生産能力縮小）を決定しました。

また、グリーンケミカル事業の推進加速に向けて、バイオマス原料やプラスチックリサイクル、CCUS等の幅広い分野での事業化を目指しております。当期においては、バイオマスナフサ原料となる廃食用油で東南アジア・中国地域最大級の集荷・販売会社であるApeiron AgroCommodities Pte. Ltd.へ出資しました。

売上収益（単位：億円）



概況

- ▶ ポリオレフィン及びフェノール類の販売は、需要鈍化の影響を受けました。
- ▶ ナフサクラッカーの稼働率は、川下製品の需要鈍化の影響を受け、前期に比べ低下しました。
- ▶ 全体としては、ビスフェノールA等の海外市況の下落及び在庫評価益の縮小等により、コア営業利益は前期に比べ600億円減の178億円となりました。

コア営業利益（単位：億円）



その他部門

▶従業員数：4,434人(102人増)

新事業開発等を含むその他部門の売上収益は、前期に比べ44億円増の150億円となりました。一方、コア営業損失は、前期に比べ23億円増の28億円の損失となりました。



新事業の創出

当社は、新しいビジネスモデルの創出に取り組んでいます。その中から太陽光発電所診断事業における顧客課題の変化に応じた取り組みについて紹介します。

ポートフォリオ太陽光発電所診断サービス開始

固定価格買取制度（FIT）が始まった2012年以降、概ね70GWの太陽光発電所が日本国内に導入されてきました。そして、稼働している太陽光発電所の売買により太陽光発電所事業の集約化が進んだ結果、発電事業者は日本全国に分散した多数の太陽光発電所（ポートフォリオ太陽光発電所）を保有することとなり、分散した発電所の効率的な管理・運用が課題となっております。

この度当社は、2014年から行っている太陽光発電所診断サービスに、AI・デジタル技術を取り入れて、効率的にポートフォリオ太陽光発電所を診断する方法を開発し、サービス提供を始めました。本サービスにより、ポートフォリオ太陽光発電所に対し、以下の二つのソリューションの提供が可能となります。

- (1)20年以上の期待発電量算出や各種設備等の評価を短期間で提供
- (2)ポートフォリオ太陽光発電所の稼働状況の見える化と改善提案

本年4月現在、既に数多くの事業者様にご活用いただき始めております。今後も当社は、太陽光発電所診断サービスの高度化・効率化を進め、政府が策定した第6次エネルギー基本計画における太陽光発電所導入量の達成に貢献してまいります。



(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は1,680億円であり、製造設備の新增設、更新、合理化等を行いました。

その主なものは、シンガポールにおける「タフマー[®]」の製造設備新設、台湾における「イクロステープ[®]」の生産能力増強のための投資であります。



タフマー[®]は、柔軟で軽量な高性能エラストマーであり、自動車材、太陽電池関連部材等の幅広い用途で使用されています。



イクロステープ[®]は、半導体の製造工程に用いる保護テープであり、裏面研削工程用テープとして世界トップシェアです。

(3) 資金調達状況

当社は、自己資金、金融機関からの借入金及び社債の発行により、所要資金を賄いました。このうち、当社において、2023年3月1日に150億円の無担保社債を発行しております。

なお、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ796億円増加し、7,947億円となりました。

(4) 重要な組織再編等の状況

- ①当社は、当社及びSKC Co., Ltd.のポリウレタン原料事業を統合した共同支配企業であるMitsui Chemicals & SKC Polyurethanes Inc.の合併契約を解消することを決定し、2022年7月14日をもってSKC Co., Ltd.より出資金の払い戻しを受け、合併解消の一連の手続を完了しました。
- ②当社は、当社の連結子会社であったMitsui Phenols Singapore Pte. Ltd.の全株式を、2023年3月31日をもって、INEOS Holdings Limitedに譲渡しました。

(5) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

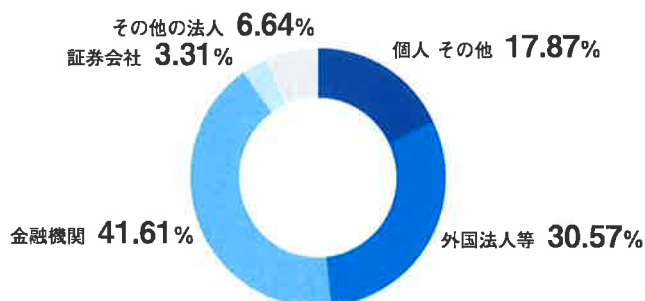
借入先	借入額(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	35,860
株式会社三井住友銀行	34,703
三井住友信託銀行株式会社	30,555
株式会社山口銀行	27,930
農林中央金庫	24,070

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。
三井住友信託銀行株式会社：11,000百万円／株式会社山口銀行：17,580百万円

(6) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 600,000,000株
- ②発行済株式の総数 200,763,815株
- ③株主数 72,894人 (対前期末比976人減)

▶株主構成



④大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,006	17.89
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,575	9.77
三井物産株式会社	3,474	1.82
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口)	3,474	1.82
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,325	1.74
三井化学取引先持株会	2,674	1.40
株式会社かんぽ生命保険	2,642	1.39
株式会社三井住友銀行	2,600	1.36
農林中央金庫	2,546	1.33
大樹生命保険株式会社	2,524	1.32

⑤その他株式に関する重要な事項

- ・当社は、2022年6月24日の取締役会決議に基づき、取締役 (社外取締役を除く。) 及び執行役員に対して、次のとおり、譲渡制限付株式報酬として、普通株式を発行しました。
 - ・取締役(5名) : 40,300株
 - ・執行役員(22名) : 70,200株
- ・当社は、2022年11月8日の取締役会決議に基づき、2022年12月8日において自己株式の消却を、2022年11月9日から2023年2月28日までの期間において自己株式の取得を実施しました。消却した株式の総数は4,000,000株、取得した株式の総数は3,274,400株、株式の取得価額の総額は9,999,845,447円です。

(注) 1. 株式の状況については、当社単体の内容を記載しております。

2. 株主構成の「個人 その他」には、当社の自己株式としての保有分 (5.33%) が含まれております。

3. 大株主の持株比率は、自己株式 (10,697,729株) を控除して計算しております。当社は、10,697,729株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(7) 主要な事業所及び重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

(当社)

- ①本 社 (東京都)
- ②支 店 名古屋支店 (名古屋市) 大阪支店 (大阪市) 福岡支店 (福岡市)
- ③工 場 市原工場 (千葉県市原市) 茂原分工場 (千葉県茂原市) 名古屋工場 (名古屋市)
 大阪工場 (大阪府高石市) 岩国大竹工場 (山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市)
 徳山分工場 (山口県周南市) 大牟田工場 (福岡県大牟田市)
- ④研究開発本部 袖ヶ浦センター (千葉県袖ヶ浦市)
- ⑤海外事務所 北京事務所

(子会社)

事業部門	会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
ライフ & ヘルス ケアソリューション	三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社	東京都中央区	350	100.00	農業化学品の製造及び販売
	三井化学ファイン株式会社	東京都中央区	400	100.00	精密化学品・無機化学品の販売
	Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.	タイ	1,310 百万タイバーツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売
	SDC Technologies, Inc.	米国	84 百万米ドル	100.00	プラスチック、ガラス等のコーティング材料の製造及び販売
	Kulzer, LLC	米国	6 百万米ドル	100.00	米国における歯科材料の製造及び販売
	Kulzer GmbH	ドイツ	25 百万ユーロ	100.00	ドイツにおける歯科材料の製造及び販売
モビリティソリューション	株式会社アーク	大阪市	2,000	100.00	自動車等工業製品の開発支援
	ジャパンコンポジット株式会社	東京都中央区	1,005	65.00	不飽和ポリエステル樹脂及び成形材料の製造及び販売
	三井化学産資株式会社	東京都文京区	400	100.00	合成樹脂系の土木建築資材及び配管資材の製造及び販売
	共和工業株式会社	新潟県三条市	95	100.00	金型の製造及び販売
	三井化学複合塑料(中山)有限公司	中国	117 百万人民元	63.00	中国におけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Mitsui Elastomers Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	96 百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造及び販売
	Grand Siam Composites Co., Ltd.	タイ	64 百万タイバーツ	47.13	東南アジア地域におけるPPコンパウンドの製造及び販売

事業部門	会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
モビリティソリューション	Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.	インド	2,450 百万インドルピー	83.96	インドにおけるPPコンパウンドの製造及び販売
	ARRK CORPORATION (THAILAND) LTD.	タイ	1,180 百万タイバツ	100.00	東南アジア地域における自動車等工業製品の開発支援
	Advanced Composites, Inc.	米国	13 百万米ドル	68.75	米国におけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Advanced Composites Mexicana S.A. de C.V.	メキシコ	3 百万米ドル	68.75	メキシコにおけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Mitsui Prime Advanced Composites Europe B.V.	オランダ	18 百万ユーロ	81.50	欧州におけるPPコンパウンドの製造及び販売
	ARRK Product Development Group Ltd.	英国	20 百万ポンド	100.00	株式会社アークの欧州における事業統括
	Mitsui Prime Advanced Composites do Brasil Indústria e Comércio de Compostos Plásticos S.A.	ブラジル	107 百万リアル	93.00	ブラジルにおけるPPコンパウンドの製造及び販売
ICTソリューション	三井化学東セロ株式会社	東京都千代田区	3,450	100.00	合成樹脂フィルム等の製造、加工及び販売
	台湾東喜璦機能膜股份有限公司	台湾	950 百万台湾ドル	100.00	台湾における半導体製造用保護テープの製造及び販売
	Anderson Development Company	米国	1 百万米ドル	100.00	特殊化学品の製造及び販売
ベーシック&グリーンマテリアルズ	株式会社プライムポリマー	東京都中央区	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレンの製造、加工及び販売
	日本エポリュウ株式会社	東京都中央区	100	48.75	メタロセンポリマーの製造及び販売
	本州化学工業株式会社	東京都中央区	1,501	51.00	高機能樹脂、電子材料、医薬品、農薬などの原料となるファインケミカル製品の製造及び販売
	下関三井化学株式会社	山口県下関市	490	100.00	燐系製品及びガス製品の製造及び販売
	Prime Evolve Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	115 百万米ドル	52.00	東南アジア地域におけるメタロセンポリマーの製造及び販売
その他	三井化学(中国)管理有限公司	中国	59 百万人民元	100.00	中国における事業統括
	台湾三井化学股份有限公司	台湾	28 百万台湾ドル	100.00	台湾における当社製品の販売
	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.	シンガポール	2 百万米ドル	100.00	東南アジア地域における事業統括
	Mitsui Chemicals America, Inc.	米国	5 百万米ドル	100.00	米州における事業統括
	Mitsui Chemicals Europe GmbH	ドイツ	1 百万ユーロ	100.00	欧州における事業統括

(注) 1. 議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。

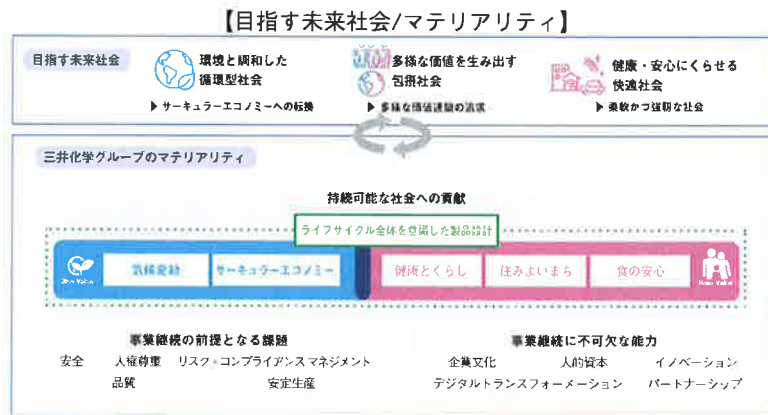
2. 資本金は、小数点以下を四捨五入により表示しております。

3. Mitsui Phenols Singapore Pte. Ltd. につきましては、2023年3月31日付で全株式をINEOS Holdings Limited に売却したため、重要な子会社から除外いたしました。






(8) 対処すべき課題

当社グループは、「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して高品質の製品とサービスを顧客に提供し、もって広く社会に貢献する」ことを企業グループ理念として掲げ、ESGを中核に据えた経営を行っていくことで、事業活動を通じた社会課題解決に取り組んでおります。また、目指すべき企業グループ像として、「化学の力で社会課題を解決し、多様な価値の創造を通して持続的に成長し続ける企業グループ」を掲げております。

2021年度に策定した長期経営計画「VISION 2030」では、当社グループが目指す未来社会「環境と調和した循環型社会」、「健康・安心にくらせる快適社会」、「多様な価値を生み出す包摂社会」の実現に向けて、取り組むべきマテリアリティ(重要課題)を特定し、それを前提に5つの基本戦略を策定しました。「社会課題視点」、「ソリューション型ビジネスモデル」、「サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」を全社・全事業に展開して従来型の素材提供型ビジネスからの転換を図るとともに、強靱な「経営基盤・事業基盤」を構築し、変革を加速してまいります。



【VISION 2030基本戦略】

STRATEGY 01		事業ポートフォリオ変革の追求	<ul style="list-style-type: none"> ・社会課題視点の全事業への展開 ・事業領域の拡大・深耕による成長 ・既存事業の構造改革加速、グリーンマテリアルによる事業転換
STRATEGY 02		ソリューション型ビジネスモデルの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・事業デザイン強化による新事業の創出 ・社内横串連携、社外パートナーとの連携強化
STRATEGY 03		サーキュラーエコノミーへの対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ・全事業を対象としたサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの構築 ・原料転換に基づくサーキュラーエコノミー対応製品の展開 ・カーボンニュートラルに資する環境基盤技術の開発・獲得
STRATEGY 04		DXを通じた企業変革	<ul style="list-style-type: none"> ・DXの全社・全領域への展開 ・製販研・サプライチェーン全体の変革を通じた価値の創出
STRATEGY 05		経営基盤・事業基盤の寛率加速	<ul style="list-style-type: none"> ・コミットメント・チャレンジ意識の浸透 ・エンゲージメント向上による組織能力向上、企業文化変革 ・グローバル全視点での安全・安定運転と競争力強化の両立 ・サステナブルなサプライチェーンの構築

また、マテリアリティに紐づくKPIを非財務指標として定めました。KPIマネジメントを推進することにより、事業・機能部門の相互連携を強化し、VISION 2030の実行力の強化に取り組んでおります（各KPIと目標は45頁以下ご参照）。

〈経営環境〉

2023年度の世界経済は、ウクライナ危機の長期化、欧米における金利上昇等による世界的なリセッションリスクの発現等が懸念されるものの、中国の経済再開やインフレ率の緩やかな低下等もあり、回復基調となることが見込まれます。

日本経済においても、上記リスクに加え、為替や原燃料価格の変動を受けた業績悪化も懸念されますが、コロナ禍による経済活動への制約がほぼ解消されることもあり、回復基調となることが見込まれます。

化学工業界においても、為替や原燃料価格の変動の影響が懸念されますが、景気の持ち直しの動きに伴う需要拡大が見込まれます。

〈重点課題〉

①財務目標

- ・事業環境変化を踏まえたキャッシュフローマネジメントの徹底(資源投入の優先順位付)と投資の確実な回収
- ・成長領域における事業領域の拡大・深耕による更なる成長実現
- ・ベーシック&グリーン・マテリアルズにおける事業再構築及びダウンフロー強化による高機能品拡大
- ・ソリューション型ビジネスモデルの構築

②非財務目標

- ・グループ全体の安全文化の醸成（「安全は全てに優先する」の徹底と自主改善活動推進）
- ・サプライチェーン全体を俯瞰した品質マネジメント体制構築に向けた設計・開発プロセスの改善・強化
- ・VISION 2030の実現に向けた新しい取り組みや果敢なチャレンジを通じた、従業員のエンゲージメント向上
- ・Blue Value[®]及びRose Value[®]製品・サービスの創出・拡大の推進
- ・2050カーボンニュートラルの実現及びサーキュラーエコノミー対応製品・ビジネスの拡大に向けた方策の具体化
- ・新たな価値創造に向けたオープンイノベーションの推進、具体策の実行と、Beyond2030に向けて解決すべき社会課題の抽出
- ・デジタルリテラシーの向上等を通じた業務変革の推進、開発力の強化、事業モデル変革による、コーポレートトランスフォーメーションの実現加速
- ・留意すべき人権課題抽出に向けた取り組みの推進と、バリューチェーン全体を通じた責任あるビジネスの追求

【VISION 2030 計数目標(KPI)/投資資源配分】

財務KPI	目標(2030年)
コア営業利益	2,500億円
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,400億円
ROIC	8.0%以上
Net D/E	0.8以下
ROE	10%以上
総還元性向	30.0%以上

投資資源配分	
成長投資枠 1.8兆円(10年間)	戦略投資枠： 9,000億円
	自力成長投資： 9,000億円

マテリアリティ	非財務KPI	目標 (2030年)
【持続可能な社会への貢献】 ・気候変動 ・サーキュラーエコノミー ・健康と暮らし ・住みよいまち ・食の安心 ・ライフサイクル全体を意識した製品設計	Blue Value [®] 製品売上収益比率	40%
	Rose Value [®] 製品売上収益比率	40%
	GHG排出量削減率(Scope1、2)	40% (2013年度比)
【事業継続の前提となる課題】		
人権尊重	人権リスクへの対応	国内外全拠点での人権デュー・ディリジェンスシステム構築によるリスク把握と是正
安全	重大事故・重大労災件数	ゼロ (VISION 2030期間を通じて)
リスク・コンプライアンス マネジメント	重大な法令・ルール違反数	
品質	PL事故、重大品質インシデント件数	100件 (2021～2030年の累計)
安定生産	AI・IoTを中心とした先進生産技術の実装件数	
【事業継続に不可欠な能力】		
企業文化	エンゲージメント調査	エンゲージメントスコア50%
人的資本	戦略重要ポジション後継者候補準備率	250%
	執行役員多様化(女性・外国籍・中途採用)	10名以上 (うち、女性3名以上：当社単体)
	女性管理職(課長級以上)比率	15% (当社単体)
	生活習慣病平均有所見率	8%以下 (当社単体)
	メンタル不調休業強度率	0.25 (当社単体)
デジタルトランスフォーメーション	データサイエンティスト数	165名 (2025年度)
イノベーション	パイプラインの充実	事業部所管テーマ数2倍以上 (2020年度比)
	未来技術創生センターにおける開発新領域数	3領域以上
パートナーシップ	持続可能な調達	持続可能な調達率80%

▶ 業績予想 (単位：億円)

	2022年度 連結業績	2023年度 連結業績予想
売上収益	18,795	19,000 ▲
コア営業利益	1,139	1,500 ▲
営業利益	1,290	1,450 ▲
親会社の所有者に帰属する当期利益	829	1,000 ▲
ROA	5.7%	7.1% ▲
ROE	11.1%	12.3% ▲

当社グループのサステナビリティ方針

当社グループは、ESGを中核に据えた経営により、社会価値向上と企業価値向上の双方の両立を目指し、VISION 2030において、ESG要素の経営/戦略への組み込みのさらなる具体化、実行フェーズへの移行を進めています。

また、財務・非財務は互いになくはならないものと認識しており、次の方針の下、当社グループのサステナビリティ経営を推進しています。

三井化学グループのサステナビリティ経営の考え方

SDGs等で示されているグローバルなESG課題に対し、
下記を通じて、社会および当社グループの持続可能な発展を目指します。

- ◆ビジネス機会を探索し、事業活動を通じた課題解決を図る
- ◆当社グループの将来リスクを認識し、企業として遵守すべき社会的責任を果たしていく

「財務・非財務の統合」志向

- 非財務は財務の基盤である。
当社グループは「事業継続の前提として取り組むべき課題」に対応し、信頼を醸成する。
- 非財務は将来の財務である。
当社グループは「事業継続に不可欠な能力」を向上し、成長を加速する。
- 非財務と財務は相互に関連している。
当社グループは「持続可能な社会への貢献」を通じ、利益を最大化する。

なお、当社グループでは、2018年より、経営において重要な各種ESGに関連するテーマにつき、全社戦略会議やESG推進委員会等で対応の方向性を討議しております。さらに、その討議結果のうち、特に重要な事項に係る方針・戦略・計画は、経営会議や取締役会に諮り承認を受けます。承認された方針・戦略・計画は、各部門の戦略に落とし込み、実行に向け具体的な取り組みを進めております。

2. 三井化学のコーポレートガバナンスについて

(1) コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

三井化学グループは、「経営ビジョン」（企業グループ理念及び目指すべき企業グループ像）の実現に向けた事業活動を行う中で、実効的なコーポレートガバナンスの実現のための取り組みを実施することにより、

- 1) 株主をはじめとした当社グループの様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させること
- 2) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行える体制を構築すること

等を通して、当社グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値向上が実現できるものと認識しています。したがって、当社は、コーポレートガバナンスの充実を、経営の最重要課題のひとつであると位置付けて、その実現に向け取り組んでいます。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や方針等については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」としてとりまとめ、当社ホームページに公表しています。

(2) 当社コーポレートガバナンス改革の歴史

三井化学発足以降、より実効性の高いコーポレートガバナンスを目指して、改革を続けてまいりました。

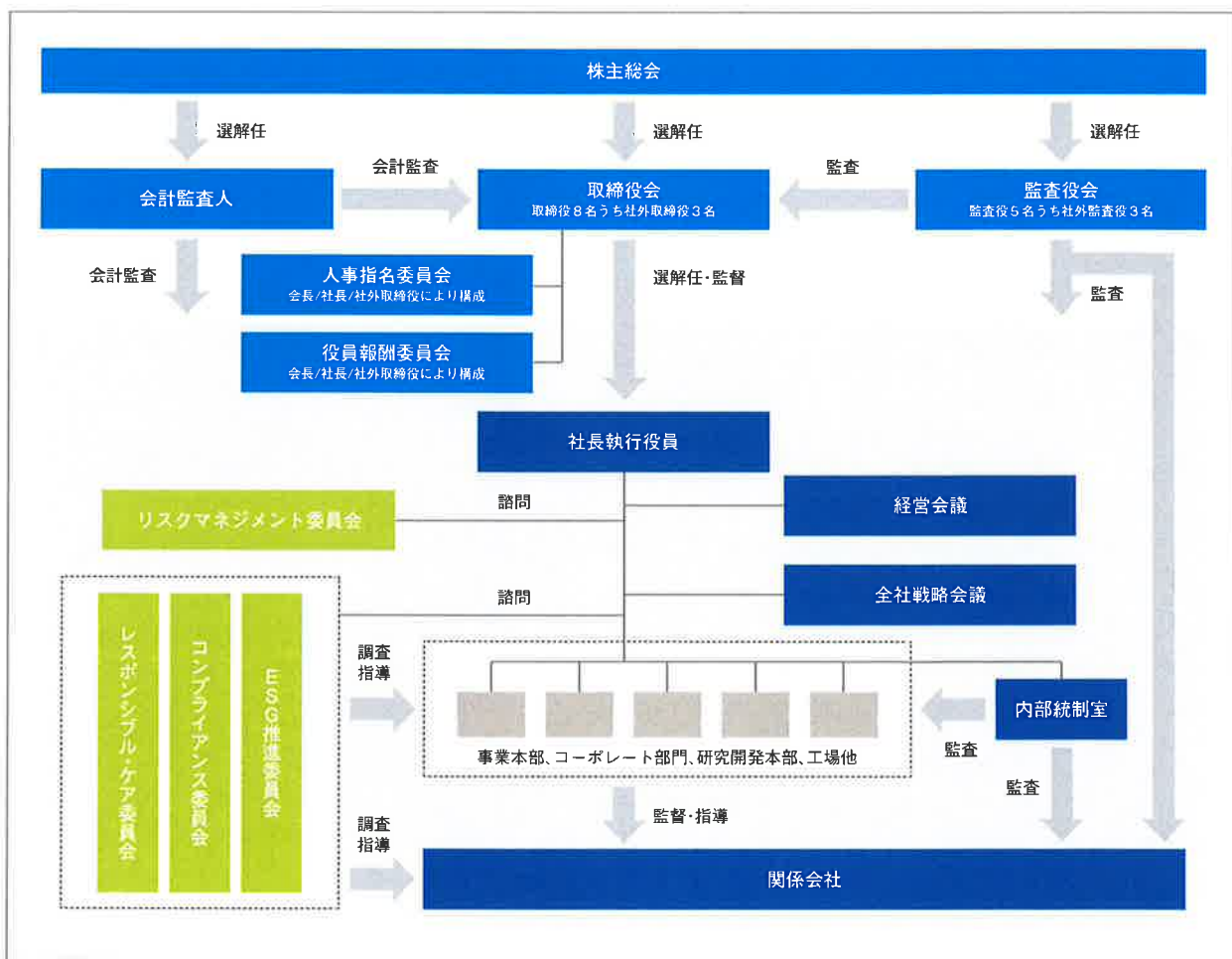
当社は、2023年3月31日開催の取締役会において、新たなリスクマネジメントシステムを構築し、2023年度より運用を開始することを決定しました。本システムでは、リスクを「経営戦略・目標の達成に影響を与える当社グループを取り巻く事象をもたらす不確実性及び変化」と定義し、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」で各担当役員の所掌領域のリスクを網羅的に把握し優先順位付けを行い、経営会議の審議を経て取締役会にて「全社重点リスク」として決定します。全社重点リスクは、経営計画システムに展開され、テイクあるいは回避すべきリスクとして可視化しつつ、事業運営、資源投入等の意思決定に活用します。また、リスクマネジメント委員会は、全社重点リスクの審議に加え、個別重点リスクの対応方針の討議、全社リスクマネジメントの継続的な見直しを行います。

当社は、本システムを適切に運用し、当社グループを取り巻くリスクによる脅威を最小化するとともに、機会を最大限に活用することで、企業価値の向上に努めてまいります。

	1997	2000	2005	2010	2015	2019	2023
企業理念	97年～企業理念制定						
経営と執行の分離			03年～執行役員制度導入		16年～執行役員へ権限委譲拡大		
取締役総数	30-40名程度		15名程度		10名程度		
社外取締役	社外取締役 1-2名		社外取締役 2-3名に増員				
社外監査役	社外監査役 2名		社外監査役 3名に増員				
役員報酬 役員人事	05年～役員報酬諮問委員会					17年～株式報酬制度の導入 17年～人事諮問委員会の設置	
各種委員会			01年～リスク管理委員会		07年～リスク・コンプライアンス委員会		23年～リスクマネジメント委員会
			05年～CSR委員会		18年～ESG推進委員会に名称変更		
	07年～レスポンスブルークア委員会						
	23年～コンプライアンス事務局						

(3) コーポレートガバナンス体制

当社においては、業務執行から独立した社外取締役を含む取締役会が、経営の重要な意思決定並びに各取締役の職務執行及び執行役員等の職務の監督を行っています。また、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会が、各取締役の職務執行状況等の監査を実施しています。このような機関設計のもと、社則に基づく職務権限及び意思決定ルールの明確化、執行役員制度の導入による経営監督と業務執行の役割分担の明確化、経営会議における重要事項の審議、全社戦略会議における全社視点に立った戦略討議等により、円滑・効率的な経営を目指しています。また、監査役機能の重視、内部監査部門による業務の適正性監査、確実なリスク管理等を基にした内部統制システムにより、健全性・適正性の確保に努めています。



(4) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	淡 輪 敏	KDDI(株)社外取締役
代表取締役 社長執行役員	橋 本 修	業務執行全般統括（CEO）
代表取締役 専務執行役員	芳 野 正	CTO RC・品質保証部、加工品事業支援センター及びレスポンシブル・ケア委員会担当、研究開発本部、生産・技術本部及びベーシック&グリーンマテリアルズ事業本部管掌
取締役 専務執行役員	中 島 一	CFO、経理部、総務・法務部及びリスク・コンプライアンス委員会担当
取締役 専務執行役員	安 藤 嘉 規	CHRO 人事部、グローバル人材部、関係会社支援部、コーポレートコミュニケーション部、Mitsui Chemicals Asia Pacific、Mitsui Chemicals China、Mitsui Chemicals America及びMitsui Chemicals Europe担当
取締役	吉 丸 由紀子	積水ハウス(株)社外取締役 ダイワボウホールディングス(株)社外取締役
取締役	馬 淵 晃	
取締役	三 村 孝 仁	テルモ(株)顧問、(株)オートバックスセブン社外取締役
常勤監査役	久 保 雅 晴	
常勤監査役	西 尾 寛	
監査役	新 保 克 芳	新保法律事務所弁護士 (株)三井住友フィナンシャルグループ社外取締役 (株)ヤクルト本社社外取締役
監査役	徳 田 省 三	伊藤忠エネクス(株)社外監査役
監査役	藤 塚 主 夫	(株)小松製作所顧問 ヤマハ(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち吉丸由紀子氏、馬淵晃氏及び三村孝仁氏は、社外取締役であります。また、当社は吉丸由紀子氏、馬淵晃氏及び三村孝仁氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
2. 監査役のうち新保克芳氏、徳田省三氏及び藤塚主夫氏は、社外監査役であります。また、当社は新保克芳氏、徳田省三氏及び藤塚主夫氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
3. 監査役徳田省三氏及び藤塚主夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 徳田省三氏は、公認会計士の資格を有しており、長年にわたり監査法人において幅広い経験を重ねています。
 - ・ 藤塚主夫氏は、上場企業の経営者及びCFOとして幅広い経験を重ねています。
4. 取締役淡輪敏氏は、2022年6月に重要な兼職であるKDDI(株)社外取締役に就任しております。
5. 取締役三村孝仁氏は、2022年6月に重要な兼職であるテルモ(株)取締役顧問を退任し、同社顧問に就任しております。また、同氏は、2022年6月に(株)オートバックスセブン社外取締役に就任しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
- 【保険契約の内容の概要】
- ①被保険者の範囲
当社の取締役、監査役及び執行役員
 - ②被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
 - ③補償の対象となる保険事故の概要
被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び争訟費用)について填補されます。
 - ④会社役員の職務の適正性が損なわれないための措置
被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。
7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
8. 2023年4月1日をもって、社外取締役以外の取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	淡 輪 敏	KDDI(株)社外取締役
代表取締役 社長執行役員	橋 本 修	業務執行全般統括 (CEO)
代表取締役 専務執行役員	芳 野 正	CTO RC・品質保証部、加工品事業支援センター及びレスポンシブル・ケア委員会担当 研究開発本部、生産・技術本部、ベーシック&グリーンマテリアルズ事業本部及び グリーンケミカル事業推進室管掌
代表取締役 専務執行役員	中 島 一	CFO 経理部、総務・法務部、コーポレートコミュニケーション部及びコンプライアンス委 員会担当
取締役 専務執行役員	安 藤 嘉 規	CHRO 人事部、グローバル人材部、関係会社支援部、Mitsui Chemicals Asia Pacific、 Mitsui Chemicals China、Mitsui Chemicals America及びMitsui Chemicals Europe担 当

(5) 執行役員の状況 (2023年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社長執行役員	橋本 修	業務執行全般統括 (CEO)
専務執行役員	芳野 正	CTO RC・品質保証部、加工品事業支援センター及びレスポンシブル・ケア委員会担当、研究開発本部、生産・技術本部、ベーシック&グリーンマテリアルズ事業本部及びグリーンケミカル事業推進室管掌
専務執行役員	安藤 嘉規	CHRO 人事部、グローバル人材部、関係会社支援部、Mitsui Chemicals Asia Pacific、Mitsui Chemicals China、Mitsui Chemicals America及びMitsui Chemicals Europe担当
専務執行役員	平原 彰男	ICTソリューション事業本部長
専務執行役員	中島 一	CFO 経理部、総務・法務部、コーポレートコミュニケーション部及びコンプライアンス委員会担当
常務執行役員	柴田 真吾	研究開発本部長 知的財産部担当
常務執行役員	小守谷 敦	モビリティソリューション事業本部長 名古屋支店担当
常務執行役員	田中 久義	ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部長
常務執行役員	細見 泰弘	生産・技術本部長 市原工場、名古屋工場、大阪工場、岩国大竹工場及び大牟田工場担当
常務執行役員	吉住 文男	ベーシック&グリーンマテリアルズ事業本部長 大阪支店及び福岡支店担当
常務執行役員	伊澤 一雅	CSO 経営企画部、リスクマネジメント委員会、ESG推進室及びESG推進委員会担当
常務執行役員	三瓶 雅夫	CDO デジタルトランスフォーメーション推進本部長
執行役員待遇嘱託	小澤 敏	三井化学クロップ&ライフソリューション(株)社長
執行役員待遇嘱託	藤本 健介	(株)プライムポリマー社長
執行役員待遇嘱託	松坂 繁治	三井化学東セロ(株)社長
執行役員	松崎 宏	中国総代表
執行役員	林田 博巳	ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部副本部長
執行役員	岡田 一成	大阪工場長
執行役員	船越 広充	ライフ&ヘルスケアソリューション事業本部副本部長
執行役員	鶴田 智	大牟田工場長
執行役員	右田 健	人事部長
執行役員	善光 洋文	研究開発本部副本部長 兼 同本部ICTソリューション研究センター長
執行役員	吉田 修	経理部長
執行役員	阿部 真二	市原工場長
執行役員	松江 香織	生産・技術本部生産・技術企画部長
執行役員	Antonios GRIGORIOU	米州総代表 兼 Mitsui Chemicals America, Inc. 社長
執行役員	浦川 俊也	デジタルトランスフォーメーション推進本部副本部長 兼 同本部デジタルトランスフォーメーション企画管理部長
執行役員	高妻 泰久	岩国大竹工場長
執行役員	市村 聡	経営企画部長
執行役員	坂本 晃大	CTO付 グリーンケミカル事業推進室担当

(6) 役員報酬制度の概要

〈役員報酬の内容の決定に関する方針等（2023年3月31日現在）〉

当社は、取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容につき、取締役会の諮問機関である役員報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- ◆取締役(社外取締役を除く。)の報酬については、以下を基本方針としております。
 - ・経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結びつくものであること
 - ・会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること
 - ・上位職ほど、企業の中長期的成長への貢献要素を反映したものであり、株主との価値共有を深めることができること
 - ・株主等に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること
- ◆取締役(社外取締役を除く。)の具体的な報酬は、a.固定報酬、b.賞与(業績連動報酬)及びc.譲渡制限付株式報酬で構成することとしております。報酬等の決定にあたっては、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で決定することとし、外部専門機関による他社水準の調査等を活用し、適正な水準に設定することとしております。
 - a.固定報酬(基本報酬)
 - 月例の定額報酬であり、役位に応じて決定する。
 - b.賞与
 - ・業績達成への短期インセンティブとして賞与を支給する。
 - ・全社業績目標達成へのインセンティブを高めるため、より一層、業績連動性を反映する仕組みとして「コア営業利益」を指標としたフォーミュラを用いて基礎額を算定する。その上で、業績目標の達成度等を加味し、各人別の賞与額を決定する。
 - i)基礎額算定のフォーミュラ
コア営業利益 × 係数 × 役位別係数
 - ii)各人別の賞与額の決定
 - i)のフォーミュラに基づく算定額を基礎に業績目標の達成状況を加味して各人別の賞与額を決定する。
 - ・2022年度における業績指標(コア営業利益)の実績は1,139億円となりました。
 - c.譲渡制限付株式報酬
 - 2017年6月27日開催の第20期定時株主総会における決議に基づき、取締役(社外取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の内容の譲渡制限付株式報酬制度を導入している。
 - i)本制度の対象者
当社取締役(社外取締役を除く。)
 - ii)当社が対象者に支給する金銭報酬債権
当社取締役会決議に基づき、対象者に年額1億2千万円の枠内で金銭報酬債権を支給する。

iii) 当社が発行又は処分する株式の総数

- ・対象者は、ii)で対象者に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。
- ・対象者が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、年12万株以内とする。但し、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。
- ・上記の当社普通株式に関する1株当たりの払込金額は、金銭報酬債権支給及び譲渡制限付株式の発行又は処分に関する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎とする。

iv) 譲渡制限期間

当社の取締役会が3年間から5年間までの間で予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、対象者は割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができない。

v) 譲渡制限の解除

- ・対象者が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、常務理事、理事、参与、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位(以下「譲渡制限地位」という。)にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ・但し、対象者が任期満了、死亡又は定年その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整する。

vi) 没収理由

対象者が、任期満了、死亡又は定年その他正当な理由なく、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限地位を退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

◆社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬(月例定額)のみで構成し、報酬の水準は、外部専門機関による他社水準の調査等を活用し、適正な水準に設定することとしております。

<取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項>

区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の役員の員数
取締役	固定報酬	年額6億円以内(うち社外取締役は年額6千万円以内)	2017年6月27日 第20期定時株主総会	取締役8名(うち社外取締役3名)
	賞与			
	譲渡制限付株式報酬			
監査役	固定報酬	月額1.1千万円以内	2005年6月28日 第8期定時株主総会	監査役5名(うち社外監査役3名)

〈取締役及び監査役の報酬等の総額〉

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)	基本報酬	賞与	株式報酬
取締役(うち社外取締役)	10 (4)	550 (40)	306 (40)	129 (-)	115 (-)
監査役(うち社外監査役)	6 (3)	103 (40)	103 (40)	- (-)	- (-)
合計(うち社外役員)	16 (7)	653 (79)	410 (79)	129 (-)	115 (-)

(注) 1.上記の金額には、2022年6月24日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名に対する2022年4月から退任時までの支給額が含まれております。

2.上記の支給額には、当事業年度に係る取締役賞与の予定額が含まれております。

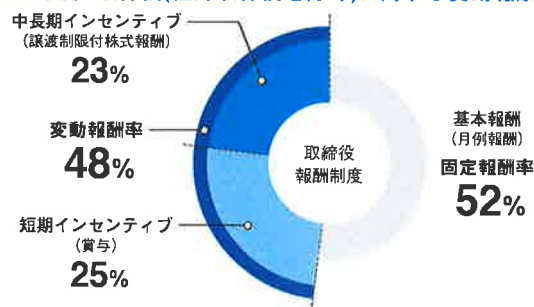
2023年3月31日現在在任中の取締役5名：127百万円

2022年6月24日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(2022年4月から退任時までの分)：2百万円

3.上記の支給額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式付与のための報酬の費用計上額が含まれております。

2023年3月31日現在在任中の取締役5名：115百万円

〈2022年度 取締役(社外取締役を除く)に対する変動報酬と固定報酬の割合〉



〈当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由〉






取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決定された決定方針と整合していることや、役員報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社は、当事業年度末日の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更しており、上記の取締役賞与は、変更後の当該決定方針に基づき支給いたします(変更後の当該決定方針は、26頁以下に記載の「当社の新しい役員報酬制度概要」をご参照下さい。)





(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重要な兼職	当該他の法人等との関係
取締役 吉丸 由紀子	積水ハウス(株) 社外取締役	特別な関係はありません。
	ダイワボウホールディングス(株) 社外取締役	特別な関係はありません。
取締役 三村 孝仁	テルモ(株)顧問	取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
	(株)オートバックスセブン社外取締役	特別な関係はありません。
監査役 新保 克芳	新保法律事務所 弁護士	特別な関係はありません。
	(株)三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役	(株)三井住友フィナンシャルグループとの間で取引関係があり、また、(株)三井住友銀行から借入がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
	(株)ヤクルト本社 社外取締役	特別な関係はありません。
監査役 徳田 省三	伊藤忠エネクス(株) 社外監査役	取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
監査役 藤塚 主夫	(株)小松製作所 顧問	特別な関係はありません。
	ヤマハ(株) 社外取締役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会出席状況 (注1)		監査役会出席状況	
取締役 吉丸 由紀子		13/13	-	
	<p>取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>ダイバーシティ推進をはじめとする他の会社の役員としての経験と豊富な国際経験に基づき、業務執行の妥当性やグローバルの視点、ダイバーシティの観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、人事指名委員会及び役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全て（人事指名委員会5回、役員報酬委員会8回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>			
取締役 馬 潤		13/13	-	
	<p>取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>企業経営者としての豊富な経験とモビリティ分野に関する高い見識に基づき、当社経営全体を客観的に評価し積極的に課題やリスクを把握し、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、人事指名委員会及び役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会全て（人事指名委員会5回、役員報酬委員会8回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。なお、当事業年度からは役員報酬委員会の委員長に就任し、役員報酬制度に関する適切な議論の実現に尽力しております。（注2）</p>			
取締役 三村 孝仁		11/11	-	
	<p>取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>企業経営者としての豊富な経験、業界団体トップとしての活動経験やヘルスケア分野に関する高い見識に基づき、当社経営全体を客観的に評価し本質的な課題やリスクを把握し、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、人事指名委員会及び役員報酬委員会の委員として、当社取締役就任後に開催された委員会全て（人事指名委員会5回、役員報酬委員会6回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>			
監査役 新保 克芳		12/13		16/17
	<p>取締役会及び監査役会における発言状況及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要</p> <p>長年にわたる弁護士としての豊富な経験や、他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会（3回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担いました。（注2）</p>			

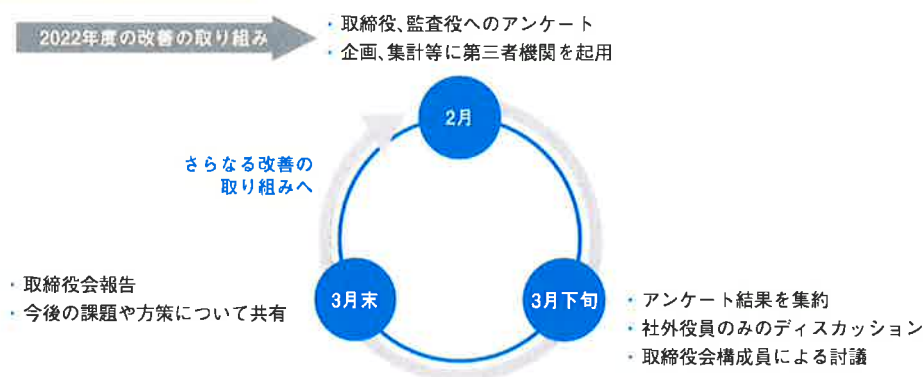
<p>監査役 徳田 省三</p>		13/13		17/17
取締役会及び監査役会における発言状況及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要				
<p>長年にわたる公認会計士としての豊富な経験や、他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会（3回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担いました。（注2）</p>				
<p>監査役 藤塚 主夫</p>		13/13		17/17
取締役会及び監査役会における発言状況及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要				
<p>上場企業経営者及びCFOとしての豊富な経験や、他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、役員報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会（3回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担いました。（注2）</p>				

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 2022年10月に役員報酬委員会の体制を見直しました。構成員は、取締役会長、取締役社長及び独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締役としました。また、委員長には独立社外取締役を選任いたしました。

(8) 取締役会の実効性評価

当社取締役会は、毎年、取締役及び監査役の自己評価、社外役員のためのディスカッション、取締役会構成員による討議等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の改善に取り組んでいます。

〈2022年度取締役会の実効性評価の方法〉



〈2022年度実施した取り組み〉

- ① モニタリングの充実 職務執行状況報告、M&A案件のPMI状況、VISION 2030進捗状況、非財務KPI等、重要事項のモニタリングの機会の充実化を図りました。
- ② リスクマネジメントの充実 全社の重点リスクを網羅的に把握し、優先順位付けを行い、改善を図る新たなリスクマネジメントシステムを構築し、2023年度より運用を開始します。本システム構築にあたっては、全社戦略会議や取締役会メンバーへの事前の説明・共有の場等で議論を重ねました。
- ③ 社外役員への事前説明 重要な事項については、事前説明を複数回行い、討議の上で審議を行う段取りとする等、十分に議論が尽くされるよう運営を工夫しました。また、実体感のある、より本質的な議論の実現のため、社外役員による現地視察等も実施しました。

〈評価結果及び今後の取り組み〉

2022年度においては、取締役及び監査役の自己評価の点数は概ね前年度並みの結果でした。また、取締役会の監督機能を高めるという趣旨に沿った施策の実行により、改善が進み活性化されていることを確認し、取締役会の実効性は前年に引き続き十分確保されていると評価しています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ①VISION 2030の進捗に伴う案件の増加、多様化に対する、より実効的な取締役会の運営の実現 ②新たに構築したリスクマネジメントシステムへの取締役会としての関与及び運用に対するモニタリング ③株主・投資家と社外役員とのコミュニケーションの充実
-------	---

当社は毎年の実効性評価を踏まえ、当社取締役会の監督機能を高めるべく必要な施策を適宜検討し、実行していきます。

(9) 会計監査人の状況

〈名称〉

EY新日本有限責任監査法人

〈会計監査人の報酬等の額〉

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	288百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	463百万円

- (注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より聴取を行い、会計監査人の独立性、専門性、監査の品質を確認し、監査計画の内容や監査時間の妥当性、会計監査人の職務の遂行状況を検討の上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

〈会計監査人の非監査業務の内容〉

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務調査等についての対価を支払っております。

〈会計監査人の解任又は不再任の決定の方針〉

監査役会は、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

〈会計監査人の責任限定契約の内容の概要〉

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産	2,068,203	負債	1,184,900
流動資産	1,094,286	流動負債	695,444
現金及び現金同等物	186,310	営業債務	164,267
営業債権	352,181	社債及び借入金	368,463
棚卸資産	441,949	未払法人所得税	7,416
その他の金融資産	76,409	その他の金融負債	112,933
その他の流動資産	37,437	引当金	2,349
非流動資産	973,917	その他の流動負債	40,016
有形固定資産	553,332	非流動負債	489,456
使用権資産	47,555	社債及び借入金	369,786
のれん	19,338	その他の金融負債	57,174
無形資産	48,137	退職給付に係る負債	20,242
投資不動産	21,713	引当金	6,101
持分法で会計処理されている投資	148,892	繰延税金負債	35,162
その他の金融資産	58,518	その他の非流動負債	991
退職給付に係る資産	61,036	資本	883,303
繰延税金資産	10,270	親会社の所有者に帰属する持分	786,827
その他の非流動資産	5,126	資本金	125,572
合計	2,068,203	資本剰余金	57,778
		自己株式	△32,704
		利益剰余金	575,125
		その他の資本の構成要素	61,056
		非支配持分	96,476
		合計	2,068,203

連結損益計算書（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位:百万円）

科 目	金 額
売上収益	1,879,547
売上原価	△1,498,054
売上総利益	381,493
販売費及び一般管理費	△284,589
その他の営業収益	28,325
その他の営業費用	△17,924
持分法による投資利益	21,693
営業利益	128,998
金融収益	5,678
金融費用	△17,398
税引前利益	117,278
法人所得税費用	△27,140
当期利益	90,138
当期利益の帰属	
親会社の所有者	82,936
非支配持分	7,202
当期利益	90,138

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	1,311,626	負債の部	907,204
流動資産	545,258	流動負債	533,792
現金及び預金	34,275	買掛金	104,210
電子記録債権	1,252	短期借入金	113,950
売掛金	198,732	1年内返済予定の長期借入金	37,100
商品及び製品	110,805	コマーシャル・ペーパー	140,000
仕掛品	3,064	リース債務	394
原材料及び貯蔵品	59,720	未払金	73,057
前渡金	1,882	未払費用	10,523
前払費用	2,759	未払法人税等	704
短期貸付金	20,502	前受金	101
未収入金	105,692	預り金	36,964
未収法人税等	4,203	役員賞与引当金	139
その他	3,293	修繕引当金	14,236
貸倒引当金	△ 921	債務保証等損失引当金	1,070
固定資産	766,368	本社移転損失引当金	481
有形固定資産	320,263	資産除去債務	729
建物	44,387	その他	134
構築物	32,514	固定負債	373,412
機械及び装置	84,315	社債	130,000
車両運搬具	116	長期借入金	225,250
工具、器具及び備品	7,114	リース債務	3,968
土地	135,205	退職給付引当金	2,756
リース資産	2,338	修繕引当金	2,179
建設仮勘定	14,274	環境対策引当金	181
無形固定資産	9,803	債務保証等損失引当金	3,340
工業所有権	821	資産除去債務	1,162
諸利用権	90	その他	4,576
ソフトウェア	8,892	純資産の部	404,422
投資その他の資産	436,302	株主資本	401,824
投資有価証券	24,752	資本金	125,572
関係会社株式	257,299	資本剰余金	77,513
出資金	0	資本準備金	54,301
関係会社出資金	52,036	その他資本剰余金	23,212
長期貸付金	3,027	利益剰余金	231,443
破産更生債権等	47	利益準備金	12,506
関係会社長期貸付金	57,896	その他利益剰余金	218,937
長期前払費用	386	配当引当積立金	10,000
前払年金費用	49,283	別途積立金	28,070
繰延税金資産	1,023	特定株式取得積立金	244
その他	13,974	繰越利益剰余金	180,623
貸倒引当金	△ 23,421	自己株式	△ 32,704
合計	1,311,626	評価・換算差額等	2,598
		その他有価証券評価差額金	2,598
		合計	1,311,626

損益計算書（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		954,943
売上原価		831,884
売上総利益		123,059
販売費及び一般管理費		113,791
営業利益		9,268
営業外収益		
受取利息及び配当金	53,397	
受取賃貸料	1,332	
為替差益	326	
その他	2,049	57,104
営業外費用		
支払利息	3,094	
休止費用	2,820	
貸倒引当金繰入額	10,909	
債務保証等損失引当金繰入額	4,005	
その他	2,654	23,482
経常利益		42,890
特別利益		
固定資産売却益	102	
関係会社株式売却益	23,199	
関係会社有償減資払戻差益	6,801	30,102
特別損失		
固定資産処分損	4,314	
固定資産売却損	36	
減損損失	2,292	
投資有価証券評価損	1,174	
関係会社株式評価損	10,529	
関係会社出資金評価損	390	18,735
税引前当期純利益		54,257
法人税、住民税及び事業税	4,546	
法人税等調整額	1,018	5,564
当期純利益		48,693

業務の適正を確保するための体制

当社は、実効性の高い業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を構築するため、2006年5月10日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、必要な見直しを実施しております。また、当社は、この基本方針に沿って構築した内部統制システムを運用するとともに、運用状況をモニタリングしています。

(注)2023年3月31日開催の取締役会において、一部を改定しております。

1. 内部統制システムの概要

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及び子会社において、業務執行を行う取締役は、各社の取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
- ②当社において、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。同会議には監査役が出席し、必要などときには意見を述べるができることとする。
- ③当社において、社内組織として内部統制室を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、当社及び子会社の会計及び業務における法令遵守状況等の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。
- ④当社及び子会社の社員を対象とした法令・ルール遵守教育を、E-ラーニングや階層別研修等の方法により実施する。
- ⑤当社及び子会社の社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して当社及び子会社社員に周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。
- ⑥当社及び国内外の子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先が、情報の通報を行える内部通報制度を整える。当社社員(子会社への出向者を含む。)を対象に定期的を実施するコンプライアンス教育や、社内のネットワークシステムや公式HPへの掲載を通じて内部通報制度の存在及び活用を周知徹底する。
- ⑦当社及び子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、かつ不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わないものとし、反社会的勢力への対応につきマニュアル等にてその方針を明確化して周知・徹底を図る。

(2) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社及び子会社において、取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとり、取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。
- ②当社において、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能を持つので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。
- ③当社「決裁規則」その他の社則により、子会社に関する事項についての当社及び子会社の権限分配及び意思決定手続を明確化する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社において、取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規則」その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報への

アクセスを確保する。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを、「経営戦略・目標の達成に影響を与える当社グループを取り巻く事象がもたらす不確実性及び変化」と定義し、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」で、「全社重点リスク」を「全社リスクレビュー」を通じて選定し確定させ、経営会議の審議を経て取締役会で決議する。リスクマネジメント委員会は、全社リスクレビューを行う他、全社リスクマネジメントの基本方針、戦略、計画、重要施策を審議する。各担当役員は、全社重点リスクを、自らの所掌領域における戦略ローリングや予算に落とし込み、PDCAを着実に実施する体制をとる。
- ② リスクの顕在化により、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整え、顧客に対して供給責任を果たせるよう、当社及び主要な子会社において適切な事業継続計画（BCP）を策定する。
- ③ 当社及び子会社に重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、当社においては「危機管理規則」に基づき、社長又は社長が任命する者を本部長とする対策本部を速やかに設置し、その指示のもと、関係部署が連携・協力して、人身の安全、損害の最小化等に向けた施策を迅速・的確に実施する。また、子会社においても、当社「危機管理規則」又は各社の規則に基づき、当社との連携も含め、適切な対応を行う。
- ④ 当社及び主要な子会社において、各社がそれぞれのリスク状況について分析を行うとともに、子会社については、当社の所管部門がその報告を受けて対応の進捗管理を行うこととし、また、内部統制室による監査の対象とする。
- ⑤ 社員の意識向上を図り、リスクマネジメント施策の実効性を高めるため、当社及び子会社の社員を対象としたリスクマネジメント教育を実施する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の健全かつ円滑な運営のため、当社「関係会社管理規則」その他の社則により、子会社が当社の事前承認を要する事項及びその他の事項に関する意思決定手続等を明確にする。また、主要な子会社にも関係会社管理規則等の内容を踏まえた社則を整備させ、当該整備状況を、内部統制室による監査の対象とする。
これに加え、2020年からは「三井化学グループ グローバル・ポリシー プラットフォーム」（M-GRIP）を整備、運用していく。M-GRIPは、リスク・マネジメント及びビジネス・サポートの観点から、意思決定、人事、経理、購買、物流等に関する方針、施策、遵守事項等を子会社に展開するための基盤である。当社機能部門は個々のグローバル・ポリシーを制定し、子会社への展開を支援し、子会社はグローバル・ポリシーを受諾し、遵守して業務遂行する。
- ② 子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
- ③ 主要な子会社には監査役を派遣し、派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制室が定期的に監査を実施し、法令遵守、リスク管理及びその他の業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社において、監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社において、監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の

配置・異動・人事評価にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、当社監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を当社監査役に報告する。また、リスクホットラインを通じて当社及び子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先より報告された情報についても即時又は適宜当社監査役に報告される。
- ②当社において、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。
- ③子会社における監査役の監査結果は必要に応じて、当社の監査役に報告される。また、当社の監査役と子会社の監査役との間で必要に応じて情報交換を行う。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社においては、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換その他の人事処分のほか、あらゆる報復措置等を含む。）を行わないこととし、子会社にも同様の取扱いをさせる。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社において、監査役は、取締役会及び社内的重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。
- ②当社において、監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
- ③当社において、監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施する。

(注) 上記(1)、(2)、(4)、(5)、(8)及び(9)の各体制については、子会社のみならず、可能かつ適切な範囲で持分法適用関連会社にも準用します。

2. 内部統制システム運用状況の概要

当事業年度における内部統制システム運用状況のうち、主なものは次のとおりです。

(1) 職務執行の適正さ、コンプライアンス確保のための体制に関する運用状況

- ・当社は取締役会を13回開催し、重要な業務執行についての決議・報告を適切に行いました。
- ・当社は経営会議を23回開催し、常勤監査役出席のもと重要事項の審議・報告を適切に行いました。
- ・本社・事業所で法令・ルール遵守教育を実施するとともに、当社及び子会社の従業員を対象に法令・ルール遵守職場ディスカッションを実施しました。
- ・新たにコンプライアンス専門委員会を設置し、グループ・コンプライアンス体制を強化する施策を審議しました。当事業年度においては、同委員会を3回開催しました。

(2) リスク管理体制に関する運用状況

- ・リスク・コンプライアンス委員会を3回開催し、新たに想定されるリスクに対する的確な対応・支援を行うとともに、コンプライアンス案件の再発防止策を含め、当社グループのリスク管理に関するPDCAの実施状況を確認しました。
- ・当社は、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、会社の機能維持のために情報収集と対応策の立案及び水平展開を実施し、また、テレワーク勤務や時差出勤等の必要な措置を講じました。
- ・当社各部及び主要な子会社の事業継続計画(BCP)の見直しを実施しました。
- ・地震BCP訓練を実施し、本社と事業所との円滑な連携に向け取り組みました。

(3) 職務執行の効率性確保のための体制に関する運用状況

- ・当社及び子会社では、取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとっています。また、当社の取締役会は、重要事項の意思決定や各取締役の職務執行状況報告を通じ、取締役の業務執行を適切に監督しました。
- ・当社では、業務執行取締役及び執行役員が連携することにより、取締役会の経営監督機能と全社戦略策定機能が適切に機能しております。
- ・取締役会の監督機能向上のため、取締役会実効性評価の結果に基づき、①重要事項のモニタリングに関する機会の充実、②新たなリスクマネジメントシステムの構築、③議論の深化に向けた事前説明の運営の見直し等を実施しました。

(4) 子会社の職務執行に関する当社への報告体制、その他企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

- ・当社の内部統制室は、子会社への内部監査を実施し、当社の事前承認を要する事項の各子会社規則類への反映状況、各社の法令遵守、リスク管理状況等について確認を行いました。
- ・当社は、リスク・マネジメント等の観点からグループ全体に適用される意思決定、人事、経理、購買、物流等に関する方針、施策、遵守事項等を策定し、グループ各社に展開するため「三井化学グループ グローバル・ポリシー プラットフォーム」(M-GRIP)を運用しております。

(5) 内部統制の実効性確保のための体制に関する運用状況

- ・当社の内部統制室は、年間の内部監査計画に基づき、当社各部署、子会社及び関連会社に対して監査を実施した上で、その状況について経営会議、取締役会で報告し、当社監査役とは相互に実施した監査の情報共有を行いました。

(6) 監査役による監査の実効性確保のための体制に関する運用状況

- ・当社の監査役は、会計監査人より会計監査結果について定期的に報告を受け、意見交換を行いました。
- ・当社の監査役は、取締役会に出席するとともに、当社常勤監査役は、経営会議等の重要な社内会議に出席し、監査役会において情報共有を行いました。
- ・当社の監査役は、リスクホットラインの運用実績や、当社の内部統制室による内部監査結果について、定期的に報告を受けました。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の価値創造を推進する力を理解し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「化学の力で社会課題を解決し、多様な価値の創造を通して持続的に成長し続ける企業グループ」を「目指すべき企業グループ像」として、次に掲げる当社の価値創造を推進する力を基に、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

- a. 顧客ニーズを実現する研究開発力
- b. チャレンジ精神を有する多様な人材
- c. 実効性ある経営の仕組み
- d. 安全最優先の組織文化
- e. ステークホルダーとの信頼関係
- f. 健全な財務体質

また、当社は、長期経営計画に基づき毎年の事業計画をローリングすることによって、長期的な視野を持ちつつ、経営の環境適応性を高め、企業価値ひいては株主共同の利益のさらなる向上に努めております。なお、2021年度には、2030年度長期経営計画「VISION 2030」を策定しました。

さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくために、コーポレート・ガバナンスの充実が最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任（社外取締役3名すべてを独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。）、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、ステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境負荷の低減、安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動のさらなる充実・強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株式に対する大量買付を行おうとする者に対し必要かつ十分な情報提供を要求し、あわせて当社取締役会の意見等の情報開示を適時適切に行い、かかる大量買付の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令及び定款の許容する範囲内において適切な措置を講じるとともに、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

なお、上述(2)及び(3)の取組みは、上述(1)の基本方針に沿うものであります。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結持分変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
当 期 首 残 高	125,414	69,866	△34,932	516,098
当 期 利 益	—	—	—	82,936
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	—	82,936
自己株式の取得	—	—	△10,023	—
自己株式の処分	—	△0	5	—
自己株式の消却	—	△12,246	12,246	—
配 当 金	—	—	—	△24,161
株式報酬取引	158	158	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	252
所有者との取引額等合計	158	△12,088	2,228	△23,909
当 期 末 残 高	125,572	57,778	△32,704	575,125

	親会社の所有者に帰属する持分					親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素							
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動の有効部分	合計			
当 期 首 残 高	14,558	—	21,911	△261	36,208	712,654	94,468	807,122
当 期 利 益	—	—	—	—	—	82,936	7,202	90,138
その他の包括利益	4,172	938	19,810	180	25,100	25,100	2,830	27,930
当期包括利益合計	4,172	938	19,810	180	25,100	108,036	10,032	118,068
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△10,023	—	△10,023
自己株式の処分	—	—	—	—	—	5	—	5
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—	—
配 当 金	—	—	—	—	—	△24,161	△7,168	△31,329
株式報酬取引	—	—	—	—	—	316	—	316
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	△856	△856
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	686	△938	—	—	△252	—	—	—
所有者との取引額等合計	686	△938	—	—	△252	△33,863	△8,024	△41,887
当 期 末 残 高	19,416	—	41,721	△81	61,056	786,827	96,476	883,303

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 (単位：億円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,012
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,063
財務活動によるキャッシュ・フロー	25
現金及び現金同等物に係る換算差額	77
現金及び現金同等物の増減額	51
現金及び現金同等物の期首残高	1,812
現金及び現金同等物の期末残高	1,863

(注) 金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

連結包括利益計算書の要旨 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 (単位：億円)

科 目	金 額
当期利益	901
その他の包括利益	280
当期包括利益	1,181

当期包括利益の帰属

親会社の所有者 1,081

非支配持分 100

(注) 金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」といいます。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社等の数 138社
上記にはジョイント・オペレーション4社を含めております。
- ・主な連結子会社等の名称
㈱プライムポリマー、ADVANCED COMPOSITES, INC.、MITSUI ELASTOMERS SINGAPORE PTE LTD
Mitsui Phenols Singapore Pte. Ltd.については、保有する全株式を譲渡したことにより、連結子会社から除外しております。
- ・連結子会社等の増減
増加：8社
減少：3社

3. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した会社の数 27社
- ・主な持分法適用会社の名称
錦湖三井化学、上海中石化三井化工有限公司、㈱日本エム・ディ・エム
- ・持分法適用会社の増減
減少：1社

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が当社グループの連結決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産（デリバティブを除く）

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権を、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき履行義務を充足し、対価に対する無条件の権利を取得した時点で当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、次の条件がともに満たされる負債性金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。それ以外の負債性金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

資本性金融資産については売買目的で保有するものを除き、資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

金融資産は、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で当初測定しております。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、その取引コストは発生時に純損益として認識しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利率による償却原価で測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定しております。

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益若しくはその他の包括利益として認識しております。

資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余

金に振り替えております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

(iv) 減損

当社グループは、金融資産及び金融保証契約の減損の認識にあたっては、期末日ごとに、償却原価で測定する金融資産及び金融保証契約に、当初認識時点からの信用リスクの著しい増大があるかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし、営業債権及びリース債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各期末日における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。この判断には、期日経過情報のほか、過去の事象、現在の状況、及び将来の経済状況の予測についての、過大なコストや労力をかけずに利用可能な範囲内における合理的かつ裏付け可能な情報（内部信用格付け、外部信用格付け等）を考慮しております。

いずれの金融資産についても、債務者からの弁済条件の見直しの要請、債務者の深刻な財政難、債務者の破産等による法的整理の手続きの開始等があった場合には、信用減損金融資産として取り扱っております。また、将来合理的に回収が見込まれない金額は、金融資産の帳簿価額を直接減額し、対応する貸倒引当金の金額を減額しております。

また、金融商品の予想信用損失は、当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取る見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定し、純損益として認識しております。

② デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替の変動リスクや金利の変動リスクをヘッジするために、為替予約、通貨スワップ及び金利スワップ等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法（ヘッジ非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法を含む。）等を含んでおります。

当社グループは、ヘッジ開始時及び継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するために有効であるか評価しております。

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、純損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えております。

予定取引がもはや発生可能性が非常に高いと言えなくなった場合にはヘッジ会計を中止し、さらに発生が見込まれなくなった場合には、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を純損益に振り替えております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い金額で認識しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費並びに現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び原状回復費用の当初見積額が含まれております。また、資産の取得や建設などに直接起因し、資産計上の一定の要件を満たす借入コストを当該資産の取得原価の一部として認識しております。

有形固定資産（土地等の償却を行わない資産を除く）は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却を実施

しております。

主な見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 2～75年
- ・機械装置及び運搬具 2～25年

なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② 無形資産

無形資産については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として認識しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

主な見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 2～15年
- ・特許及び技術使用権 2～45年
- ・顧客価値 5～30年
- ・商標権 5～15年

なお、耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

③ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約がリース又はリースを含んだものであると判定しております。契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額とに配分しており、当該金融費用は、純損益として認識しております。

使用権資産は、当初認識後、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合における延長オプションの対象期間及び行使しないことが合理的に確実である場合における解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額であるリースについては、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(4) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

(5) 投資不動産

投資不動産とは、賃料収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。通常の営業過程で販売する不動産や、商品又はサービスの製造・販売、もしくはその他の管理目的で使用する不動産は含まれていません。

投資不動産については、原価モデルを採用しております。減価償却については、土地等の償却を行わない資産を除き、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により減価償却を行っており、有形固定資産に準じた見積耐用年数及び減価償却方法を使用しています。

(6) 非金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び売却目的で保有する非流動資産を除く）の減損の兆候の有無について検討しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産又は当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

資産又は資産が属する資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のうちいずれか高い方の金額としております。

使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。

のれんは、取得日以降、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資金生成単位（単位グループ）の回収可能価額が当該単位（単位グループ）の帳簿価額を下回る場合に純損益として認識しております。

資金生成単位（単位グループ）に関連して認識した減損損失は、まずその単位（単位グループ）に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかを評価しております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。

その回収可能価額が、当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻し入れております。

(7) 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出を、貨幣の時間的価値及び当該負債に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

(8) 退職後給付の会計処理

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

(i) 確定給付制度

確定給付制度に係る負債又は資産の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する期末日時点の優良社債の利回りを参照して決定しております。

勤務費用及び確定給付負債又は資産の純額に係る利息純額は純損益として認識しております。過去勤務費用は、即時に純損益として認識しております。数理計算上の差異を含む、確定給付制度に係る負債又は資産の純額の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識しております。

(9) 収益の計上基準

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、ライフ&ヘルスケア・ソリューション、モビリティソリューション、ICTソリューション及びベーシック&グリーン・マテリアルズの製品の製造販売を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足される時期に応じて、製品の引渡時点、船積時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及びリベート等を控除した金額で算定しております。変動対価を含む売上収益の金額については、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(10) グループ通算制度の適用

当社及び一部の子会社は、三井化学㈱を通算親法人としたグループ通算制度を適用しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ライフ&ヘルスケア・ソリューション事業、モビリティソリューション事業、ICTソリューション事業、ベーシック&グリーン・マテリアルズ事業及びその他事業を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。また、当社グループは、顧客との関係から生じる収益を顧客との契約に基づき、製品・商品の販売、ライセンス収入及びその他に分解しています。

(単位：百万円)

	ライフ& ヘルスケア・ ソリューション	モビリティ ソリュー ション	ICT ソリュー ション	ベーシック& グリーン・ マテリアルズ	その他	合計
製品・商品の販売	257,194	521,169	235,657	847,587	12,132	1,873,739
ライセンス収入	1,032	405	24	1,389	—	2,850
その他	—	—	—	—	2,958	2,958
合計	258,226	521,574	235,681	848,976	15,090	1,879,547

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、会計方針に関する事項「(9) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているの
で、注記を省略しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債に関する情報は以下のとおりであります。

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は、「営業債権」に含まれており、契約負債は、「営業債務」及び「その他の非流動負債」に含まれております。

顧客との契約から生じた債権	352,181百万円
契約負債	3,070百万円

(2) 残存履行義務に配分する取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適川し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある会計上の見積りは以下のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しは依然不透明ではあるものの、当社グループの業績に与える影響は軽微であると判断しております。会計上の見積りを行う上でも、重要な影響を及ぼさないと仮定しております。

・棚卸資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産	460,690百万円
棚卸資産評価損引当	18,741百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産は取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い金額で認識しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積販売費用を控除して算定しております。当社グループの保有する棚卸資産は、価格変動の著しい経済環境の影響を受ける傾向にあるため、市場環境が予想より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

・非金融資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	553,332百万円
使用権資産	47,555百万円
のれん	19,338百万円
無形資産	48,137百万円
投資不動産	21,713百万円
減損損失	7,455百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、期末日ごとに非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び売却目的で保有する非流動資産を除く）の減損の兆候の有無について検討しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産又は当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

資産又は資産が属する資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のうちいずれか高い方の金額としております。

使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。

回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー・割引率、長期成長率等について、一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、関連する事業の市場環境、世界的な金利上昇、顧客の設備投資の動向など、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

・償却原価で測定する金融資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

償却原価で測定する金融資産	11,531百万円
上記に対応する貸倒引当金	11,531百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、償却原価で測定される金融資産について、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、12ヶ月または全期間の予想信用損失を見積っております。

予想信用損失の見積りは、債務不履行の可能性、信用状況回復の時期、発生損失額に関する将来の予測や、割引率等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、実際の損失が予想信用損失より過大又は過少になる可能性を、当社グループの経営者が判断しております。

これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価で測定する金融資産の減損損失の金額が著しく異なり、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	52,645百万円
繰延税金負債	77,537百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは繰延税金資産の認識において、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金を利用できる課税所得が生ずる可能性が高い範囲内で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、当社を通算親法人とした通算グループにおける収益力に基づく課税所得の充分性、タックス・プランニングの存在、将来加算一時差異の充分性に基づいて判断しております。収益力に基づく将来の課税所得の見積りは、翌連結会計年度の事業計画を基礎としておりますが、その中にはグループ・グローバル経営の基盤強化に向けた資源投入による成長・拡大を含んでおります。当該事業計画には、売上収益に係る計画販売数量に関して、経営者による主要な仮定を含んでおります。

当社グループの事業内容は広範多岐に渡っており、ウクライナ危機の長期化や欧米における金利上昇等による世界的な景気動向の影響を含む不確実な経済条件の変動の影響を受ける可能性があり、計画販売数量の変動により将来の課税所得が当初の見積りと異なる結果となった場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの繰延税金資産の主要な残高は当社を通算親法人とした通算グループに係るものであり、その多くが当社において計上したものであります。

・確定給付制度債務の再測定

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

確定給付制度債務	158,319百万円
----------	------------

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

確定給付制度債務及び勤務費用は、割引率や死亡率等の数理計算上の仮定に基づき算定しており、これらの仮定を設定するためには見積り及び判断が求められます。割引率については優良社債の利回りに基づいており、死亡率については厚生労働省告示の最新の死亡率を採用しております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に提供している資産及び担保に関する債務		
担保に供している資産の金額	有形固定資産	980百万円
	その他の非流動資産	98百万円
担保に係る債務の金額	社債及び借入金 (流動負債)	298百万円
	その他の金融負債 (非流動負債)	27百万円
2. 資産から直接控除した貸倒引当金		
営業債権		1,189百万円
その他の金融資産 (非流動資産)		20,244百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額		1,374,675百万円
4. 偶発負債		
保証債務		27,667百万円※
※うち3,950百万円については、当社グループの保証に対し他社から再保証を受けております。		

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項
普通株式 200,764千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 2022年6月24日開催の第25期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 12,560百万円
- ・ 1株当たり配当額 65.00円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月27日

② 2022年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 11,601百万円
- ・ 1株当たり配当額 60.00円
- ・ 基準日 2022年9月30日
- ・ 効力発生日 2022年12月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2023年6月27日開催の第26期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 11,404百万円
- ・ 1株当たり配当額 60.00円
- ・ 基準日 2023年3月31日
- ・ 効力発生日 2023年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）に晒されており、これらのリスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。当社のデリバティブ取引については、担当役員の承認を得て行っており、取引の実行・管理は財務部門で行っております。取引の結果は、財務部門が半年毎に経営会議に報告しております。連結子会社についても、各社のデリバティブ取引の管理基準等に基づき、取引の実行及び管理を行っております。

(1) 信用リスク

営業債権である受取手形及び売掛金、営業債権以外の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除いた額の一部について先物為替予約等を利用してヘッジしております。

当社は与信管理規則に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規則に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、当社及び連結子会社は信用度の高い金融機関と取引しているため、取引先の不履行から生じる信用リスクはほとんどないと判断しております。

(2) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。当社は、資金の流動性については、資産効率を考慮しながら、各部署の入出金予定に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、コミットメント・ライン、当座貸越枠等の代替調達手段を備えることで流動性リスクを管理しております。

(3) 市場リスク

① 為替リスク

当社グループのグローバルな事業展開から生じる外貨建ての債権債務は、為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、外貨建ての営業債権債務及び借入金について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、その一部については先物為替予約及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

② 金利リスク

当社グループの借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

③ 市場価格の変動リスク

当社グループの保有する有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額及び公正価値については、次のとおりであります。なお、連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品及び償却原価で測定する金融商品のうち公正価値と帳簿価額が合理的に近似している金融商品は、次の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
金融資産：		
その他の金融資産		
公社債等(*1)	11,531	11,531
合計	11,531	11,531
金融負債：		
社債及び借入金		
社債(*2)	130,296	126,216
長期借入金(*3)	283,833	281,293
合計	414,129	407,509

(注) 公正価値の算定に用いたインプットの説明

金融商品の公正価値ヒエラルキーを、公正価値測定に用いたインプット情報における外部からの観察可能性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：重要な観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

(*1) 市場価格のない公社債等の公正価値は、金融機関等から提示された価格を参照し算定しており、レベル3の公正価値に分類しております。

(*2) 市場価格のある社債の公正価値は市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の公正価値に分類しております。

(*3) 市場価格のない長期借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の公正価値に分類しております。

(投資不動産に関する注記)

当社グループでは、愛知、大阪及びその他の地域において賃貸用の土地などを有しております。これらの投資不動産は重要性が乏しいため時価の記載を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	4,139.76円
2. 基本的1株当たり当期利益	431.17円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合に関する注記)

(ポリウレタン原料事業の合弁解消に伴う子会社及び共同支配企業株式の取得)

前連結会計年度に行われたポリウレタン原料事業の合弁解消に伴う子会社及び共同支配企業株式の取得について、当連結会計年度において有償減資による出資持分の払い戻しが行われたことにより、暫定的な会計処理が確定しました。なお、取得対価の金額に変動はありません。

(三井化学アグロによるMeiji Seikaファルマ農薬事業の子会社株式取得)

前連結会計年度に行われた三井化学アグロによるMeiji Seikaファルマ農薬事業の子会社株式の取得について、当連結会計年度において取得対価に関する価格調整が完了し、暫定的な会計処理が確定しました。なお、取得対価の金額に変動はありません。

株主資本等変動計算書 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	125,414	54,143	35,458	89,601	12,506	194,405	206,911	△34,932	386,994
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	158	158		158					316
剰 余 金 の 配 当						△24,161	△24,161		△24,161
当 期 純 利 益						48,693	48,693		48,693
自 己 株 式 の 取 得								△10,023	△10,023
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0				5	5
自 己 株 式 の 消 却			△12,246	△12,246				12,246	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	158	158	△12,246	△12,088	—	24,532	24,532	2,228	14,830
当 期 末 残 高	125,572	54,301	23,212	77,513	12,506	218,937	231,443	△32,704	401,824

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	757	757	387,751
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			316
剰 余 金 の 配 当			△24,161
当 期 純 利 益			48,693
自 己 株 式 の 取 得			△10,023
自 己 株 式 の 処 分			5
自 己 株 式 の 消 却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,841	1,841	1,841
当 期 変 動 額 合 計	1,841	1,841	16,671
当 期 末 残 高	2,598	2,598	404,422

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	配当引当積立金	別途積立金	特定株式取得積立金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	10,000	28,070	195	156,140	194,405
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△24,161	△24,161
当 期 純 利 益				48,693	48,693
特定株式取得積立 金の積立			49	△49	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	49	24,483	24,532
当 期 末 残 高	10,000	28,070	244	180,623	218,937

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産	評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
商品、製品、仕掛品、原材料	総平均法
貯蔵品	
市場開発品及び包装材料	総平均法
補修用に使用される貯蔵品	移動平均法
その他貯蔵品	最終取得原価法

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

取引に係るリース資産

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に圧き計上しております。

過去勤務費用は、一括で費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

(4) 修繕引当金

製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。

(5) 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当期末における支出見込額を計上しております。

(6) 債務保証等損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、当期末における損失見込み額を計上しております。

(7) 本社移転損失引当金

本社移転に係る損失に備えるため、当期末における損失見込み額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、ライフ&ヘルスケア・ソリューション、モビリティソリューション、ICTソリューション及びベーシック&グリーン・マテリアルズの製品の製造販売を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足される時期に応じて、製品の引渡時点、船積時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及びリベート等を控除した金額で算定しております。変動対価を含む売上収益の金額については、変動対価の変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支払時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理を採用しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)
「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。個別貸借対照表上は、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しています。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用に伴う変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更が当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある会計上の見積りは以下のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しは依然不透明ではあるものの、当社の業績に与える影響は軽微であると判断しております。会計上の見積りを行う上でも、重要な影響を及ぼさないと仮定しております。

・棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	117,282百万円
商品及び製品評価損引当	6,477百万円
仕掛品	3,064百万円
原材料及び貯蔵品	64,506百万円
原材料及び貯蔵品評価損引当	4,786百万円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

商品及び製品、仕掛品は取得原価又は正味売却価額のいずれか低い金額で認識しております。正味売却価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除して算定しております。原材料及び貯蔵品は取得価額又は再調達価額のいずれか低い金額で認識しております。

また、従来より一定期間を超えて在庫として滞留する棚卸資産についても簿価を切り下げており、在庫実態に変化が生じた場合には、同様に棚卸資産の簿価を切り下げております。

・固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	320,263百万円
無形固定資産	9,803百万円
減損損失	2,292百万円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は期末日ごとに固定資産の減損の兆候の有無を検査しております。資産又は資産グループの営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスである場合等には減損の兆候があるとして、減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定は、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

減損損失の測定は減損の兆候がある資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のうちいずれか高い方の金額としております。

使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割引いて算定しております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。

回収可能価額の算定においては、将来キャッシュ・フロー・割引率等について、一定の仮定を設定しております。

・市場価格のない投資有価証券

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない投資有価証券	21,778百万円
上記に対応する貸倒引当金	11,531百万円
投資有価証券評価損	1,174百万円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない株式・出資金については、移動平均法による原価法にて貸借対照表に表示されております。

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格のない株式・出資金について、当該株式・出資金の発行会社の財政状態の悪化により、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株数を乗じた金額が、取得原価に比べて50%以上低下した場合には、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

また、市場価格がなく、かつ、時価を合理的に算定できない債券については、償却原価法にて貸借対照表に表示されております。当該債券の評価について、債券の回収が、発行者からの償還又は第三者への売却により行われ、債権と同様に、信用リスクの増大に伴って損失の認識が必要となることから、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて信用リスクに応じた償還不能見積高の算定を個別の債券ごとに行っております。

・関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない関係会社株式	245,780百万円
市場価格のない関係会社出資金	52,036百万円
上記に対応する関係会社株式評価損	12百万円
上記に対応する関係会社出資金評価損	390百万円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

子会社および関連会社に関する投資は関係会社株式・出資金として移動平均法による原価法にて貸借対照表に表示されております。

当社は市場価格のない関係会社株式・出資金について、市場価格のない株式・出資金に準じた会計処理を行っております。

ただし、実行可能で合理的な事業計画等があり、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当の減額を行わない方針としております。

・退職給付債務の測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付債務 131,124百万円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

退職給付債務及び勤務費用は、割引率や死亡率等の数理計算上の仮定に基づき算定しております。割引率については国債の利回りに基づいており、死亡率については厚生労働省告示の最新の死亡率を採用しております。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 25,468百万円

繰延税金負債 24,445百万円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は繰延税金資産の認識において、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減することができると認められる範囲で計上しており、その範囲を超える額については控除しております。

繰延税金資産の回収可能性は、当社を通算親法人とした通算グループにおける収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得、将来加算一時差異に基づいて判断しております。収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としておりますが、その中にはグループ・グローバル経営の基盤強化に向けた資源投入による成長・拡大を含んでおります。当該事業計画には、売上収益に係る計画販売数量に関して、経営者による主要な仮定を含んでおります。

当社の事業内容は広範多岐に渡っており、ウクライナ危機の長期化や欧米における金利上昇等による世界的な景気動向の影響を含む不確実な経済条件の変動の影響を受ける可能性があり、計画販売数量の変動により将来の課税所得が当初の見積りと異なる結果となった場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		745,095百万円
2. 保証債務等	保証債務	32,790百万円 ※
	※うち3,950百万円については、当社の保証に対し他社から再保証を受けております。	
3. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	129,409百万円
	長期金銭債権	57,950百万円
	短期金銭債務	73,276百万円
	長期金銭債務	66百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高		
営業取引高	売上高	342,358百万円
	仕入高	120,817百万円
営業取引以外の取引高	受取利息	299百万円
	受取配当金	48,959百万円
	支払利息	35百万円
	賃貸料収入	902百万円
	資産譲渡高	108百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の数 10,697,729株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
投資有価証券評価損等	34,818
退職給付引当金	15,463
貸倒引当金	7,440
修繕引当金	5,539
減価償却費超過額	4,809
減損損失等	4,716
退職給付信託運用損益	3,324
未払賞与	2,897
棚卸資産評価損	2,571
受益者等課税信託に係る損益	1,511
債務保証等損失引当金	1,350
繰越欠損金	642
撤去未払金	626
資産調整勘定	545
その他	3,636
繰延税金資産小計	89,887
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△98
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△64,321
評価性引当額小計	△64,419
繰延税金資産合計	25,468
繰延税金負債	
前払年金費用	△15,091
退職給付信託設定益	△7,317
その他	△2,037
繰延税金負債合計	△24,445
繰延税金資産の純額	1,023

前事業年度において「繰延税金資産」の「その他」に含めて表示しておりました「受益者等課税信託に係る損益」及び「債務保証等損失引当金」は金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具、器具及び備品については研究開発用設備、電子計算機及びその周辺機器並びにその他の事務用機器の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	勘定科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱プライムポリマー	直接 65.0%	製品等の販売	製品等の販売 (注1)	131,424	売掛金	29,409
	三井化学クロップ&ライフソリューション㈱	直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付(注2)	—	長期貸付金	39,379
関連会社	千葉ケミカル製造有限責任事業組合	直接 50.0%	原料等の有償支給及び加工製品の購入	原料等の有償支給及び加工製品の購入(注3)	1,344	未収入金	16,219
	Mitsui Chemicals & SKC Polyurethanes Inc.	直接 50.0% (注4)	出資先	有償減資	43,145	買掛金	16,158

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 製品等の販売については、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。

(注3) 原料等の有償支給及び加工製品の購入については、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(注4) 2022年7月14日において、Mitsui Chemicals & SKC Polyurethanes Inc. から当社に対する有償減資による出資持分の払い戻しが行われており、関連会社ではなくなっております。このため、議決権等の所有割合については、有償減資時点のものを記載しております。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,127.80円
2. 1株当たり当期純利益	253.15円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

三井化学株式会社
代表取締役社長 橋本 修 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 由良 知久
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中野 強
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金澤 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井化学株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

三井化学株式会社
代表取締役社長 橋本 修 殿

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 由良 知久
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中野 強
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金澤 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の所管部門から管理状況の報告を受ける他、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求めるとともに、一部子会社を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

三井化学株式会社 監査役会

常勤監査役 久保雅晴 ㊟

常勤監査役 西尾 寛 ㊟

社外監査役 新保克芳 ㊟

社外監査役 徳田省三 ㊟

社外監査役 藤塚主夫 ㊟

以上